

平成21年度
毎月勤労統計調査オンラインシステムの
更改等に係る調達仕様書

(案)

平成21年 月
厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用統計課

目次

1	調達件名	1
2	作業の概要	1
(1)	目的	1
(2)	用語の定義	1
(3)	業務の概要	7
(4)	情報システム化の範囲	7
(5)	作業内容・納入成果物	10
3	情報システムの要件	14
(1)	機能要件	14
(2)	画面要件	15
(3)	帳票要件	17
(4)	情報・データ要件	17
(5)	外部インターフェース要件	18
4	規模・性能要件	18
(1)	規模要件	18
(2)	性能要件	19
5	信頼性等要件	20
(1)	信頼性要件	20
(2)	拡張性要件	21
(3)	上位互換性要件	21
(4)	システム中立性要件	21
(5)	事業継続性要件	21
6	情報セキュリティ要件	22
(1)	権限要件	22

(2) 情報セキュリティ対策	22
7 情報システム稼働環境	24
(1) 全体構成	24
(2) ハードウェア構成	26
(3) ソフトウェア要件定義	39
(4) ネットワーク環境	45
8 テスト要件	46
(1) 対象とするテストの範囲	47
(2) テスト実施計画の作成	47
(3) テスト実施体制と役割	47
(4) テスト方法	47
(5) テストデータ	48
(6) 検収	48
9 移行要件定義	49
(1) 移行に係る要件	49
(2) データ移行の要件	49
(3) システム移行の要件	53
(4) 教育に係る要件	53
10 運用要件定義	55
(1) 情報システムの操作・監視等要件	55
(2) データ管理要件	60
(3) 運用施設・設備要件	61
11 保守要件定義	64
(1) 保守対応時間	64
(2) 障害対応窓口の設置	64
(3) 障害発生時の対応	64
(4) ソフトウェア保守要件	64

(5) ハードウェア保守要件	66
<u>12 作業の体制及び方法</u>	<u>67</u>
(1) 作業体制	67
(2) 開発方法	73
<u>13 瑕疵担保責任</u>	<u>75</u>
<u>14 特記事項</u>	<u>75</u>
<u>15 妥当性証明</u>	<u>79</u>

1 調達件名

毎月勤労統計調査オンラインシステムの更改等に係る調達

2 作業の概要

(1) 目的

毎月勤労統計調査オンラインシステム（以下「毎勤オンラインシステム」という。）は、事業所、都道府県庁及び厚生労働省をネットワークで接続し、調査票の受付から集計結果表の作成までを行うシステムとして平成13年度より本格稼働しているシステムであるが、この度、総務省政府統計共同利用システム（以下「政府統計共同利用システム」という。）が開発されたことに伴い、現行のクライアント・サーバ型によるシステム構成を、新たに、政府統計共同利用システムと連携した Web 型のシステム構成へ全面的に構築し直すこととし、新しいシステム構成上で稼働する Web 型インターフェースを使用した業務プログラムを開発する。

本書は、毎勤オンラインシステムの再構築、業務プログラム開発のための設計・開発要件定義をまとめるものである。

(2) 用語の定義

- ◆ **本業務**
本調達仕様書に基づく業務。
- ◆ **本システム**
本業務で導入する、次期毎月勤労統計調査オンラインシステム。
- ◆ **現行システム**
平成13年より稼働している毎月勤労統計調査オンラインシステム。
- ◆ **受託者**
本調達を受託する者。
- ◆ **総務省政府統計共同利用システム**
政府全体で取り組んでいる業務・システム最適化の一環（統計調査等業務の業務・システム最適化）として総務省が中心となって整備

されたシステムで、各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共有するためのシステムの総称であり、13のサブシステムで構成されている。

◆ **厚生労働省統合ネットワーク**

厚生労働省と厚生労働省の関係機関のネットワークを相互接続した広域ネットワーク。(以下「統合ネットワーク」という。)

◆ **霞が関WAN**

中央省庁のネットワークを相互接続した広域ネットワーク。L G-WANとも接続されている。

◆ **省内LAN**

厚生労働省内のネットワーク。

◆ **L G-WAN (総合行政ネットワーク)**

地方自治体のネットワークを相互接続した広域ネットワークで、都道府県庁、市区町村のネットワークが接続されている。霞が関WANとも接続されている。

◆ **連携サーバ**

厚生労働省で本調達とは別途設置するサーバで、厚生労働省総合統計データベースシステムの一部。政府統計共同利用システムから調査票データを受信する機能を備える。

◆ **毎月勤労統計調査**

毎月勤労統計調査は、給与、労働時間及び雇用について、その変動を明らかにするために実施される標本調査であり、実地調査は、都道府県庁に委託されている。

◆ **全国調査、地方調査**

毎月勤労統計調査は、全国の変動を把握するための全国調査、都道府県別の変動を明らかにするための地方調査に大別される。

調査票は、それぞれ全国調査票、地方調査票に大別されるが、全国調査票の全ては地方調査票を兼ねており、地方調査の集計においては、全国調査票兼地方調査票に加えて、地方調査のみの調査票をさらに足し込んで集計を実施する。

◆ **全国集計、地方集計**

全国集計は、厚生労働省で実施する全国調査票の集計である。

地方集計は、各都道府県庁が実施する地方調査票（全国調査票兼地方調査票及び地方調査のみの調査票）の集計である。

全国集計は、調査票データおよび事業所データのダウンロード等の、集計用ファイルの作成までを毎勤オンラインシステムで行い、集計は、別システムにて実施する。

地方集計は、毎勤オンラインシステムで実施する。

以下に、毎月勤労統計調査の体系を示す。

【毎月勤労統計調査の体系】

	全国調査		地方調査	
	第一種事業所	第二種事業所	第一種事業所	第二種事業所
事業所規模	常用労働者 30人以上	常用労働者 5～29人	常用労働者 30人以上	常用労働者 5～29人
調査方式	郵送調査方式または オンライン方式	統計調査員による実 地他計方式またはオ ンライン方式	郵送調査方式また はオンライン方式	統計調査員による実 地他計方式またはオ ンライン方式
調査時期	毎月			
抽出方法	事業所一段抽出 事業所指定	事業所二段抽出 調査区・事業所指定	事業所一段抽出 事業所指定	事業所二段抽出 調査区・事業所指定
調査事業所数	16,675	16,500	21,500 (全国+4,825)	22,000 (全国+5,500)
調査区数	—	1,914	—	2,561 (全国+647)

◆ 内容審査

毎勤オンラインシステムにアップロードされた調査票データについて、内容に不整合がないかどうかのチェックを行い、集計用データの整備を行う。

全国調査票の内容審査は、厚生労働省で実施し、地方調査票の内容審査は都道府県で実施する。

全国調査票は地方調査票を兼ねているが、同一の調査票であっても、全国調査と地方調査で別々の審査が行われるものとする。

◆ **疑義照会**

厚生労働省で実施する内容審査の過程で、都道府県に照会する必要の生じた調査票については、毎勤オンラインシステムを介して、確認事項の照会を行う。

照会を受けた都道府県は、照会事項に応じて適宜、調査票データを修正するなどした上、厚生労働省に対して照会事項への回答を行う。

◆ **第一種事業所、第二種事業所**

調査対象の事業所のうち、事業所規模30人以上の事業所を第一種事業所、事業所規模5～29人の事業所を、第二種事業所としている。

第一種事業所と、第二種事業所では、調査方法や、調査対象事業所の抽出方法、調査対象事業所数が異なるものとなっている。

◆ **第一種事業所抽出替え**

第一種事業所について、総務省統計局が実施する経済センサスによって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として2～3年の間隔で抽出替えを行う。抽出替えは、1月分調査で実施する。

なお、抽出替えの月は、抽出替えによる調査結果のギャップを算定するため、新たな第一種事業所と従来の第一種事業所との双方について調査を行う。

◆ **第一種事業所追加指定**

第一種事業所の抽出替えを実施しない年の1月分調査で実施する第一種事業所の追加作業で、直近1年間に規模縮小、廃止等により減少した分の第一種事業所を補完する目的で実施する。

◆ **第二種ローテーション**

第二種事業所の指定は、まず、厚生労働省が、経済センサスの事業所調査区を統合した毎月勤労統計調査区から選定した調査区（以下「指定調査区」という。）について、都道府県が事業所名簿を作成する段階と、次に、その名簿から厚生労働省が調査対象事業名簿を指定する段階の、二段階の抽出方法から成っている。

そのうち、指定調査区全体を、3グループに分け、各グループを半年ずつずらして18ヶ月交代のローテーションを組んで実施している。

1月分調査及び7月分調査において、指定調査区の3グループのうち1グループについて交替する。

指定調査区には1から9の組番号を付与し、下図のようにローテーションを管理している。

例えば、1組の指定調査区に所在する第二種事業所の調査が終了した後に、4組の指定調査区の第二種事業所の調査が始まる。

【第二種ローテーション】

	平成21年		平成22年	
	1月から6月	7月から12月	1月から6月	7月から12月
グループ1	3組	→ 6組	→	→
グループ2	4組	→	7組	→
グループ3	5組	→	→	8組

◆ 予備調査

第一種事業所抽出替え、第一種事業所追加指定、第二種ローテーションを行うにあたって、調査対象事業所を決定するために行う事前調査。

指定予定事業所名簿を厚生労働省で毎勤オンラインシステムにアップロードし、都道府県において、所轄の事業所の名称・住所変更、廃止、追加などの処理を行い、最終的な調査対象事業所情報を固める処理をしている。

◆ 指数改訂

抽出替えを実施した月に実施する作業で、抽出替えの前後で標本の誤差により生じたギャップを解消する目的で実施する。

抽出替え実施月の1月分調査については、現行の標本事業所による集計（旧1月分集計）と、新しい標本事業所による集計（新1月分集計）を実施し、それらからギャップ率を算出した上で、所定の式に従って、過去分の指数の一定期間を遡及して改訂していく。

改訂方法は、大きく、賃金・時間指数に対する改訂と、常用雇用指数に対する改訂とに分かれ、遡及期間や改訂方法などが異なっている。

また、同時に、ギャップ率を考慮した新基準数値の算出や、賞与集計の増減率の改訂なども実施している。

◆ 産業分類

毎月勤労統計調査は、日本標準産業分類に基づいて調査、集計・公表されている。標準産業分類は不定期に改訂され、現行システムは平成14年3月改訂の産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいた調査、集計がされているが、本システムでは平成19年11月改訂の産業分類（以下「新産業分類」という。）に対応することとする。

なお、雇用統計課から応札時に閲覧資料として提供する「毎月勤労統計調査手引（平成17年3月）」（以下「毎勤手引」という。）を熟読すること。

（3）業務の概要

毎月勤労統計調査は、給与、労働時間および雇用について、全国の約4万件の事業所を対象に毎月調査を実施し、毎月集計・公表されている調査で、全国の変動を把握するための全国調査と、都道府県別の変動を明らかにするための地方調査に大別される。実地調査及び紙の調査票回収は都道府県庁に委託されているが、全国調査票のデータ変換、内容審査、集計及び公表は雇用統計課で実施され、地方調査票はそれらを各都道府県庁が実施している。

平成13年度より、雇用統計課と都道府県庁をネットワークで接続する毎勤オンラインシステムが開発され、全国調査及び地方調査の調査票データ入力から内容審査、集計（但し、全国調査の集計のみ別システムを使用。）に至るまで、毎勤オンラインシステムで実施している。

（4）情報システム化の範囲

ア 本システムの基本構成

「図 2-1 本システムの基本構成」に本システムの基本構成を示す。

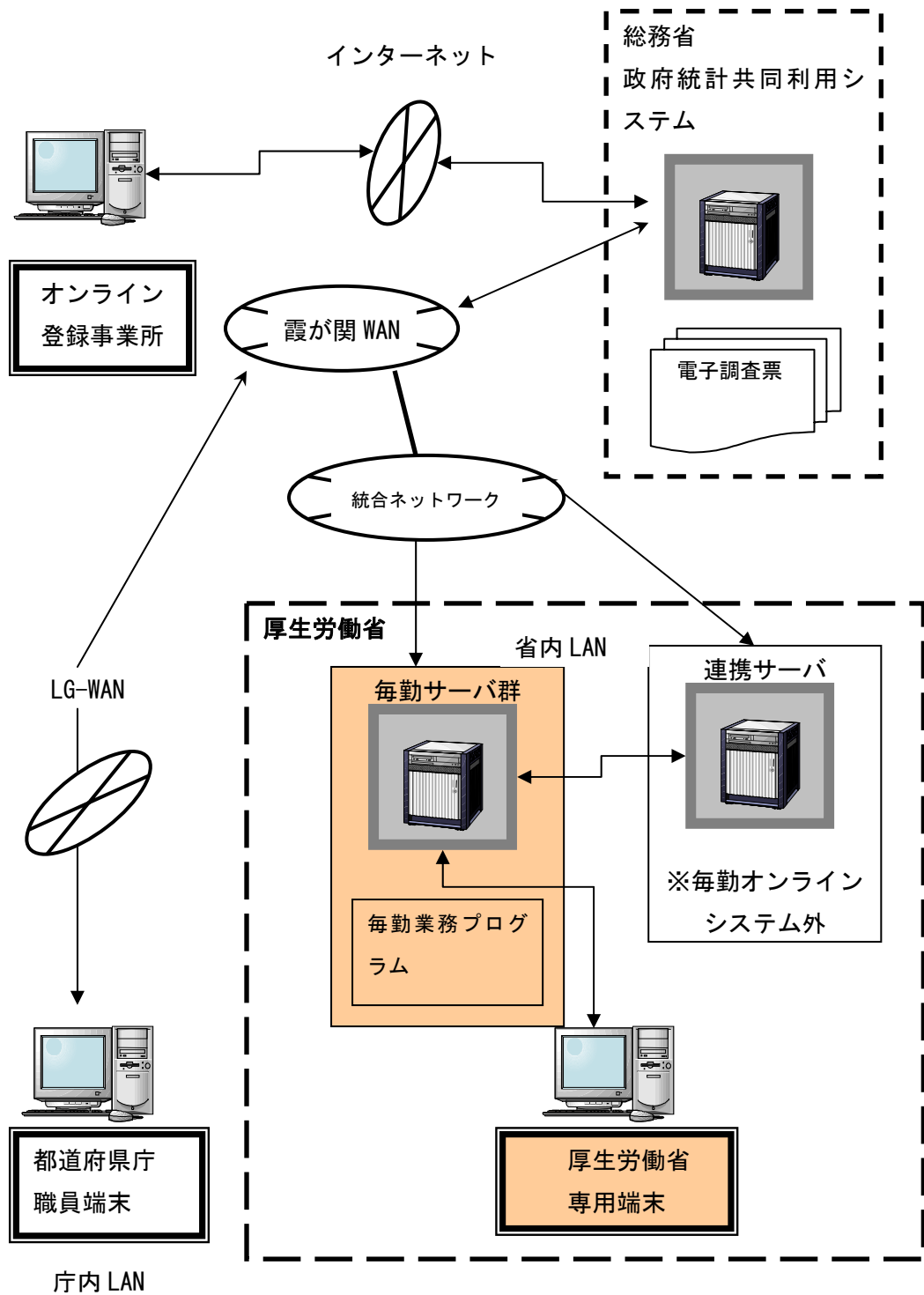


図 2-1 本システムの基本構成

イ システム化の概要

本システムのシステム化の概要は以下のとおり。

(1) 連携サーバを介した政府統計共同利用システムとの連携

本システムでは、別途調達する電子調査票を導入して政府統計共同利用システムを使用することとする。

政府統計共同利用システムの調査票データは、厚生労働省で別途設置する連携サーバに取り込まれるため、毎勤オンラインシステムでは、連携サーバと連携して、調査票データを毎勤オンラインシステムへ取得することとする。なお、連携サーバで政府共同利用システムに蓄積された調査票データを取得する設定についても本件調達の範囲とする。連携サーバの設定の際には、雇用統計課の指示に従い、別途調達する電子調査票開発業者と連携して作業を進めること。

また、政府統計共同利用システムで電子調査票を稼働させるために必要な回答者情報等を毎勤オンラインシステムで作成する等、政府統計共同利用システムとの連携機能を装備することとする。

(2) 回線の統合

現行システムにおいて独自に敷設しているインターネット回線（対事業所）及びフレームリレー回線（対都道府県庁）を廃止し、それぞれ、霞が関 WAN 及び LG-WAN へ統合する。LG-WAN の接続要件は、応札時の閲覧資料として提供する。

(3) システム構成の変更

現行のクライアント・サーバ型のシステム構成から、Web 型（3 層 Web 型モデル）のシステム構成に変更する。

(4) Web 型のアプリケーションを使用した業務プログラムの開発

システム構成の変更に合わせて、クライアント側インターフェースにブラウザを利用した Web 型のアプリケーションを用いた業務プログラムの開発を行う。

なお、現行システムがインターフェースに Visual Basic を使用したクライアント・サーバ型のシステムであるため、新規に Web 型のインターフェースを採用するにあたっては言語種別が全く異なること、また、現行システムは平成 12 年の新規開発から現在に至るまで、度重なる機能追加を実施してきた過程で、非常に煩雑かつ非効率な構成となっていることから、本調達では、システムの全面的な刷新を図ることとし、新規に業務プログラムの開発を行うこととする。

(5) 毎勤オンラインシステム機器類の導入

現行のクライアント・サーバ型から Web 型へのシステム再構築に伴い、新たなシステム構成に対応する機器類を導入する。

(5) 作業内容・納入成果物

ア 作業内容

No	項目	作業内容	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)
1	プロジェクト管理	スケジュール、リスク及び品質管理等の本プロジェクトに係る包括的な管理を行う。	(1.2.4 ~ 1.2.7, 2.1.2, 2.1.4, 2.8.1, 2.8.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4)
2	基本設計	ハードウェア構成設計、ソフトウェア構成設計、運用プロセス設計、保守プロセス設計等を行う。	1.4.2~1.4.6
3	詳細設計	システム環境設計、運用設計等を行う。	1.4.7
4	システム開発・単体テスト	システム開発、単体テストを行う。	1.4.8
5	結合テスト、総合テスト、外部連携テスト、運用テスト	結合テスト、総合テスト、外部連携テスト、運用テストを行う。	1.4.9~1.4.12, 1.5.2
6	システム移行	現行システムから新システムへの移行を行う。	1.5.3, 1.6.5, 1.6.6
7	教育訓練	システム利用者への教育訓練を行う。	3.4.1~3.4.4
8	運用・保守作業	本システムの運用・保守作業を行う。	1.5, 1.6

イ 納入成果物

(1) ドキュメント類

本仕様書の内容に基づき、基本設計書や詳細設計書等を作成し、納入すること。なお、基本設計書及び詳細設計書等は、作業の進捗状況に応じて逐次提出すること。

システム環境の構築では、本仕様書の内容に対して行う要件確認の結果に基づき、各種の計画書、テスト報告書等を作成し、納入すること。各種計画書、テスト報告書等は、作業の進捗状況に応じて逐次提出すること。

以下に納入ドキュメントを示す。この他、受託者が有する開発標準、作業標準、開発方法論に従い、本業務実施に有用と判断するドキュメントがある場合は、雇用統計課と協議のうえ承認を得た上で提出すること。

表 2-1 納入ドキュメント

No	項目	納入ドキュメント例	納入期限	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)
1	プロジェクト管理ドキュメント	プロジェクト管理計画書(プロジェクトマネジメント計画書)、作業項目の階層表(WBS)、工程表、課題管理台帳、スケジュール表、プロジェクト体制表、組織(要員)管理計画書、コミュニケーション計画書、議事録等	契約後 2 週間以内に提出 但し、議事録は、各会議後 3 営業日以内に提出	プロジェクト管理 (1.2.4, 1.2.5, 1.2.6, 2.1.2, 2.1.4, 2.8.1, 2.8.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4)
2	基本設計書	ハードウェア構成設計書、ソフトウェア構成設計書、運用プロセス設計書、保守プロセス設計書等	基本設計確定後 2 週間以内に提出	システム開発 (基本設計 : 1.4.6)
3	詳細設計書	システム環境設計書、運用設計書等	詳細設計確定後、2 週間以内に提出	システム開発 (詳細設計 : 1.4.7)
4	システム開発計画ドキュメント	環境構築計画書、データ移行実施計画書、システム移行実施計画書等	詳細設計確定後 2 週間以内に提出	システム開発 (1.3.4, 1.4.1, 1.5.3)
5	品質管理ドキュメント	品質計画書、品質評価基準書(評価指標、判断基準)、品質報告書等	計画書、基準書は詳細設計確定後 2 週間以内に提出 報告書は、品質評価後 1 週間以内に提出	プロジェクト管理 (2.3.1, 2.3.2, 2.6.1, 2.6.2)
6	システム環境定義書	システム環境構築計画書、システム環境構成計画書、ハードウェア構成管理プロセス実施計画書、ソフトウェア構成管理プロセス実施計画書、ソフトウェア導入計画書、ネットワーク環境定義書、ハードウェア環境定義書、ソフトウェア環境定義書、ソフトウェア導入報告書、システム環境構築報告書等	計画書、環境定義書は、詳細設計確定後 2 週間以内に提出 報告書は、作業終了後 1 週間以内に提出	ハードウェア環境設計・動作確認、ソフトウェア環境設計・動作確認 (1.4.6, 3.2.1, 3.2.2)
7	単体テスト・結合テストドキュメント	単体テスト・結合テスト計画書、単体テスト・結合テスト手順書、単体テスト・結合テスト報告書等	計画書、手順書はテスト開始 1 週間前に提出 報告書は、テスト終了後 1 週間以内に提出	システム開発 (1.4.8, 1.4.9, 1.4.10)
8	総合テスト・外部連携テストドキュメント	総合テスト・外部連携テスト計画書、総合テスト・外部連携テスト手順書、総合テスト・外部連携テスト報告書等	計画書、手順書は総合テスト開始 1 週間前に提出 報告書は、テスト終了後 1 週間以内に提出	システム開発 (総合テスト : 1.4.11)

No	項目	納入ドキュメント例	納入期限	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)
9	運用テストドキュメント	運用テスト計画書、運用テスト手順書、セキュリティ診断テスト手順書、システム脆弱性診断テスト手順書、運用テスト報告書等	計画書、手順書は、テスト実施前1週間以内に提出 報告書は、テスト終了後1週間以内に提出	システム開発 (運用テスト: 1.5.2)
10	システム管理者、運用オペレータ向けドキュメント	機器操作等に関するシステム運用説明書、運用計画書、システム運用手順書、システム処理手引書等	システム移行後1週間以内に提出	マニュアル作成 (1.5.1)
11	保守作業向けドキュメント	マニュアル文書化プロセス実施計画書、マニュアル構成管理プロセス実施計画書、システム保守手順書、システム保守基準書、システム障害対策基準書、システム障害対策手順書、不正アクセス監視マニュアル、ウィルス対応マニュアル、緊急時対応計画(システム運用)等	平成21年12月25日	マニュアル作成 (1.5.1, 1.5.5, 1.6.1)
12	教育訓練ドキュメント	教育訓練実施計画書、教育訓練実施結果、教育訓練用教材等	平成21年12月25日	教育訓練 (3.4.1, 3.4.2, 3.4.4)
13	運用・保守工程ドキュメント	作業実施申請書・作業報告書、次期運用・保守業者への引継ぎ計画書	作業実施申請書は作業実施1週間前に提出 作業報告書は作業実施後1週間以内に提出 引継ぎ計画書は、引継ぎ発生日の1ヶ月以上に提出	1.5.4, 1.5.5, 1.6.2, 1.6.4

(2) ソフトウェア

「表 2-2 納入ソフトウェア」に提示する項目について、納入すること。

表 2-2 納入ソフトウェア

No	項目	概要説明
1	ソフトウェア	本件で導入するソフトウェア一式
2	各種設定ファイル	本件の環境構築作業で設定した定義ファイル(スクリプト、シェル等を含む)
3	プログラム	本件で開発したプログラム(プログラムには、ソースコード、実行形式プログラム、利用環境等を定義するファイルを含む)
4	テストデータ	本件の環境構築で利用したテストデータ

(3) ハードウェア

「表 2-3 納入ハードウェア」に提示する項目について、納入すること。
 なお、本件で調達する機器類は、以下ウに示す運用期間を通して賃貸借
 契約を結ぶものとする。

表 2-3 納入ハードウェア

No	項目	概要説明
1	ハードウェア	本件で導入するハードウェア一式 ※消耗品については、初期稼働時に必要となる物品を用意すること
2	各種設定ファイル	本件の環境構築作業で設定した定義ファイル

(4) 納入方法

- 受託者はシステム納入期限までに指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体（CD-R, DVD-R 等）により日本語で提供すること。
- 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能ないようにバインダー方式とする。
- 外部記憶媒体に保存する形式は、Microsoft Word 2003, Microsoft Excel 2003 形式とする。ただし、雇用統計課が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。
- 紙及び外部記憶媒体は 2 式ずつ用意すること。
- プログラムには、ソースプログラム、実行形式プログラム、利用環境等を定義するファイルを含めること。また、雇用統計課の指定するハードディスク及び CD-R 等に格納すること。

(5) ドキュメントの修正等

ドキュメントに修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページ、磁気媒体等については、修正後の全編を速やかに提出すること。

(6) ハードウェア・ソフトウェアの納入期限

ハードウェア、ソフトウェアについては搬入、設置等を行い、移行期間開始までに設定、環境構築及び稼働確認を完了すること。

(7) 納入場所

ドキュメント類については、雇用統計課が別途指示する場所（原則、厚生労働省）に納入すること。

ハードウェア、ソフトウェアについては、本仕様書10（3）ア設置場所に示す設置場所に納入すること。

(8) その他の成果物

その他、雇用統計課と協議の上、必要と判断された成果物は別途提出すること。

ウ 運用期間

本システムの本稼動は平成22年2月1日より開始し、平成26年3月末までを運用期間とする。

なお、旧機器類によるシステム運用（以下「旧システム」という。）は、平成22年3月末まで行うこととしており、本システムの運用開始から平成22年3月末までを旧システムと本システムとの並行運用期間とする。

3 情報システムの要件

(1) 機能要件

本システムの機能要件を以下に示す。なお、現行システムの基本設計書を応札時の閲覧資料として提供するため必要に応じて参照すること。なお、政府統計共同利用システムを利用して業務を実施することを踏まえ、重複入力等の作業が発生しないよう考慮し、利用者が円滑に業務を実施可能とする実現方法を提案すること。

ア. システム化要件項目の詳細は、「別表 3-1 システム化要求事項一覧表」を参照すること。また、「別紙 3-1 毎月勤労統計調査 業務フロー(案)」に主要な業務の流れ図を示す。なお、平成24年3月に実施が予定されている指数改訂に関する機能については、現段階で仕様が確定しないため本調達の範囲外とするが、将来確実に発生する業務であるため、指数改訂に関する機能の追加を前提としたシステム構築の提案を行うこと。

イ. 本業務・システムで作成する帳票一覧は、「別紙 3-2 毎勤オンラインシステム帳票一覧」を参照すること。

ウ. 本業務・システムでは、一定期間が経過した情報に対して、職員が利用可能な機能の制限を実施（1年を越える調査票データは参照のみ可能とするなど）する。同様に、機能によっては、職員が利用できる期間の制限を実施（年末賞与集計の実施は4月末までなど）する。詳細は、雇用統計課と協議の上、実施すること。

エ. 全国調査票のすべては地方調査票を兼ねているが、雇用統計課で実施する全国集計と、都道府県庁で実施する地方集計とは、別々の集計として捉え、事業所規模、産業分類、調査対象・対象外などの情報は、全国調査票と地方

調査票で別々に保持する。事業所情報でも同様の管理とする。

- オ. 本システムにおける本業務については新産業分類を採用し、平成 22 年 1 月分調査から本稼動を開始すること。なお、現行毎勤オンラインシステムにおいては、平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類(「以下「旧産業分類」という。)を採用しているため、データ移行の際には「9(2)ウ産業分類の変換」に記載の事項を考慮すること。
- カ. 産業分類は、不定期に改訂されるため、改訂時のプログラム改修が容易に実施されるよう考慮すること。
- キ. 機能開発にあたっては、可能な限り、職員による再実行や修正ができるようにすること。
- ク. 業務の効率的な遂行の観点から、可能な限り少ない操作で入力が行えるようにすること。また、データの消失や誤った情報の登録を低減させるため、誤操作の防止に考慮した機能とすること。

(2) 画面要件

毎勤オンラインシステムに係る画面要件について、次に掲げるとおりとする。

なお、職員の利用が基本となるため、業務の効率的な遂行の観点から、容易な操作、誤操作の防止に配慮したユーザビリティを備えたものとする。

ア 画面表示

画面の表示に関して、職員等利用者に正しく内容を伝達するために、以下の要件を満たすこと。

- 画面処理は、ブラウザベースとすること。
- 画面は GUI (Graphical User Interface) を採用し、適切な画面表示項目数にする等、視認性に配慮すること。
- 画面の表示には HTML を利用し、Web ブラウザ (複数の Web ブラウザに対応すること) を用い、正常に表示されることを確認すること。
- 画面の表示に上記 Web ブラウザに追加でプラグイン等のインストールを必要としないこと。但し、印刷時に PDF といった HTML 以外を表示させる場合を除く。
- 上記 Web ブラウザのバージョンの更新があった際は、基本的には更新前のバージョンへの対応を保ちつつ、更新後のバージョンに対応させること。やむを得ず、双方のバージョンへの対応が困難な場合は、対応を優先するバージョンは雇用統計課が判断を行うものとする。
- 複数のブラウザに対応すること。(「表 3-1 対応ソフト一覧」参照)

表 3-1 対応ソフト一覧

No.	種別	ソフトウェア
1	OS	Windows XP (SP2) 以上
2	ブラウザ	Internet Explorer 6.0(SP2) 以上 Netscape 7.1以上
3	PDF閲覧ソフト	Adobe Reader 7.0.9以上

- 職員等利用者が他に起動している Web ブラウザの動作に干渉しないように配慮すること。
- 職員等利用者に向けて作成された操作手順書を参照できる機能を備えること。
- 日本語に対応していること。
- セキュリティの脆弱性、各種不具合に対する更新プログラムが提供されること。

イ 入力負荷の軽減

画面での入力操作は、業務特性に応じて、入力負荷の軽減に配慮する為、以下の要件を満たすこと。

- 画面での入力操作は、業務特性に応じて、入力負荷の軽減及び誤操作防止等に配慮すること。
- 府省の名称等、あらかじめ選択肢が限定された項目については、可能な限り職員等利用者が一覧表示された入力候補から容易に選択できるようにすること。

ウ 誤操作の防止

事業所の個別情報や賃金台帳情報を取り扱う重要性を考慮し、誤操作によるデータの消失や誤った情報の登録等を防止する為、以下の要件を満たすこと。

- 各入力項目に対して、入力可能な属性や値であることをチェックすること。
- 入力値のチェックの結果、正しく入力されていない場合は、修正すべき箇所、入力すべき箇所を明確に示した上で、利用者に修正及び入力を求めること。
- 上記の入力チェックにおいて、利用者が再度入力する際に、チェックの前に入力した項目を再度入力させないこと。
- 入力値のチェックに Web ブラウザが備えている「戻る」、「更新」等

のボタンを押下しても二重登録などの不具合が発生しないこと。

- 画面で用意したボタンを連続で押下しても二重登録などの不具合が発生しないこと。
- 利用者が操作の途中で Web ブラウザを閉じても、情報の不整合といった不具合が発生しないこと。

エ 画面印刷

画面の印刷に関する要件を以下に示す。

- 職員等の利用者の権限範囲において必要な場合に、利用者の端末にて、印刷が必要な画面の印刷プレビュー、印刷、保存が可能であること。その際にブラウザの標準印刷機能の他に、PDF 等の汎用的なファイル形式を利用することが望ましい。
- 印刷用紙は、A4 を標準サイズとすること。
- 画面の名称を必ず表示すること。
- 表示するデータの項目名を表示すること。
- 検索条件を指定した照会結果としてデータを表示する場合に、その検索条件を表示すること。
- 画面の印刷を実行した職員等利用者の氏名を表示すること。
- 上記のタイトル、項目、職員等利用者の氏名は印刷用紙が複数枚に渡る場合でも、全てのページに表示すること。
- 印刷にて出力される合計の枚数と、個々が何枚目であるかをあわせて表示すること。

(3) 帳票要件

帳票設計における要件を以下に示す。

- 紙媒体に印刷した場合は、押印など業務上必要な処理が行えるレイアウトであること。
- 帳票は電子ファイルにて用意し、職員等利用者の端末からダウンロードや印刷が可能であること。
- 帳票は可能な限り Excel 形式ファイル等の、職員が編集可能な電子ファイルで作成すること。
- 帳票は、雇用統計課から特段の指定をしない場合は、普通紙を用いて印刷が可能であること。

(4) 情報・データ要件

ア データ保存

本システムにおいては、業務に使用するデータの磁気ディスク上での保

存期間は、少なくとも6年分とする。なお、開発するシステムの処理で磁気ディスク上に必要となる作業エリアについては、考慮した上で磁気ディスクの容量を算出すること。

(5) 外部インターフェース要件

本システムは、連携サーバを経由して政府統計共同利用システムと連携を行うためのインターフェースを実装すること。また、共同利用システムの電子調査票データを連携サーバを介して取得するための設定作業を行うこと。なお、連携サーバの設定の際には、雇用統計課の指示に従い、別途調達する電子調査票開発業者と連携して作業を実施すること。

連携のための機能の詳細は、「別表 3-1 システム化要求事項一覧表 1.1.3 調査票取得（連携サーバデータ取得）」に掲載する。

毎勤オンラインシステムから連携サーバの調査票データを取得する際の方式等については以下のとおり。なお、連携サーバの仕様については、基本設計書を応札時の閲覧資料として提供する。

取得方法	取得データ	ピーク時件数
サーバによる自動取得	調査票データ	約 1000 件／1 日

取得時間の間隔は、連携サーバの性能に合わせて最適な間隔を雇用統計課と協議の上決定すること。

4 規模・性能要件

本業務・システムの規模・性能要件を以下に示す。
以下の要件を考慮し、最適な機器構成を提案すること。

(1) 規模要件

ア 調査票件数

調査票の総数は、約4万件／1ヶ月。このうち、都道府県庁で処理される件数は、約1万件／1ヶ月である。

なお、事業所によるオンライン登録の調査票件数は、調査票総数の約20%を占めており、これら以外の調査票は、全て雇用統計課及び都道府県職員端末から毎勤オンラインシステムへ調査票データの登録処理を実施する。

イ 調査対象事業所抽出替え

調査対象事業所は、第一種事業所抽出替え時には約2万件、第一種事業所追加指定時には約1万件、第二種事業所ローテーション時には約6000件分の入れ替え処理を行う。

ウ 同時接続台数

ピーク時における端末の同時接続台数は、約150台とする。

エ 現行システムの規模（参考）

本システムの規模については、現行システムの規模を参考とすること。

- 利用者数
本省利用者数 : 9人
都道府県利用者 : 約141人
- 現行システムの規模
画面数 : 約270枚
帳票数 : 約100帳票

(2) 性能要件

ア ピーク時の処理回数

現行システムにおける主要な機能の処理回数を「表 4-1 ピーク時の処理回数」に示す。

表 4-1 ピーク時の処理回数

処理内容	集計頻度	調査単位	処理回数（ピーク時）
月例集計	年12回 (毎月実施)	1日	約40回
		1ヶ月	約160回
		1年	約1000回
賞与集計	年2回 (夏季・年末)	1日	約16回
		1ヶ月	約50回
		1年	約160回
内容審査	毎日	1日	約13000回
		1ヶ月	約124000回
		1年	約1220000回
異動報告	毎日	1日	約40回
		1ヶ月	約430回
		1年	約2400回
調査票登録	毎日	1日	約4300回
		1ヶ月	約42000回
		1年	約410000回

イ 画面切り替え性能

雇用統計課端末における画面切り替え時間目標を「表 4-2 画面切り替え性能目標」に示す。

表 4-2 画面切り替え性能目標

負荷状況	目標性能
通常時	5秒
ピーク時	10秒

5 信頼性等要件

(1) 信頼性要件

業務の特性に応じたバックアップ方式を選択し、障害時のリカバリにより安全性、信頼性を確保すること。なお、ディスク障害対策として、RAID 構成などで安全性を高めるとともに、バックアップを用いて復元できる環境を準備すること。

(2) 拡張性要件

- 長期的かつ安定的な運用を図ることを目的とし、標準的で汎用性の高いアーキテクチャを採用すること。これにより、関連するシステム間の相互接続性／運用性の向上を図る。また、将来にわたりシステムの拡張性を可能とすること。
- 業務の変化に容易に対応可能となるようにオブジェクト指向などによる開発により、機能の再利用や拡張性の向上を図ること。また、本システムを利用する職員等利用者、処理業務が増えても、柔軟にシステムの拡張が行えること。
- 特定のプラットフォームに依存しないこと。

(3) 上位互換性要件

- 本システムを動作させるための基盤となるオペレーションシステム・ミドルウェア等は、汎用性の高いものにする。
- オペレーションシステム・ミドルウェア等のベンダからバージョンアップ情報が既に提供されている場合には、対応できるようにシステムを構築すること。

なお、技術的な問題等がある場合には、対応の可否について雇用統計課と協議の上、対応方法を決定すること。

(4) システム中立性要件

- 従前または将来的に機器の拡張が必要となった際、導入機器との相互接続性を確保するため、原則として国際規格及び日本工業規格等のオープンな規格に準拠していること
- 本システムの機能は特定製品・技術に依存せず、システムの保守や拡張を他事業者にて引き継ぐことが可能であること。

(5) 事業継続性要件

システムの設計・構築に当たっては、災害時の事業継続性を考慮した運用設計を行うこと。

なお、災害発生時には、特に以下の業務については6時間以内の復旧を目標とし、これらを実現するために後述の「表 7-1 想定機器構成一覧」に記載する運用テスト機を障害発生時の本番機の代替機として利用が可能な方式などについて提案すること。

- ・ 調査票管理
- ・ 全国集計
- ・ 地方集計

6 情報セキュリティ要件

(1) システム全体構成要件

厚生労働省の情報セキュリティポリシー及び雇用統計課にて定める毎月勤労統計調査に関するセキュリティ対策実施手順書に沿って必要な項目については、情報セキュリティを確保すること。

なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「毎月勤労統計調査に関するセキュリティ対策実施手順書」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第3版）（平成20年2月4日情報セキュリティ政策会議決定）」に準拠しているため、必要に応じて参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「毎月勤労統計調査に関するセキュリティ対策実施手順書」の開示については、契約締結後、受託者が雇用統計課に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

(2) 権限要件

利用者の権限は、「別表 3-1 システム化要求事項一覧表」に記載の「利用者」の欄に基づき、各機能及び関係情報へのアクセス権限を設定すること。

(3) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関しては、基本的に「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に沿ってシステムを構築すること。また、想定される脅威は、「情報の持ち出し」、「不正アクセス」、「ウイルス」、「なりすまし」などが考えられる。本システムの「調査票個票データ」、「事業所情報」については、特に情報セキュリティ確保が重要と考える。

以下に記載した要件を踏まえ実現方法を提案すること。

ア サーバのセキュリティ要件

- なりすましや管理者権限の不正取得などができないように、パスワードによるユーザ認証を実施すること。
- パスワードの漏洩を防止するため、適切なパスワード管理を行うこと。
- 利用が許可されていないサービスを使用したプログラムの侵入やデータの改ざんを防止する為の不要なサービスを停止すること。

- ウィルス対策を実施すること。

(1) ウィルス検知

- アンチウイルスソフトウェア等に係わるアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。
- アンチウイルスソフトウェア等により、不正プログラムの自動検査機能を設けること。
- アンチウイルスソフトウェア等により、定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認する機能を設けること。
- インターネット接続ができなくてもパターンファイル・プログラム本体の更新ができること。

(2) 感染防止

- 不正プログラムが通信により拡散することを防止するための機能を設けること。
- 外部からデータやソフトウェアをサーバ機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認する機能を設けること。

- OS 及びミドルウェアの脆弱性による不正アクセスを防止する為、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- 不正アクセスやウイルス感染についての監査不正ログを取得すること。
- ハードウェアの障害によるデータ消失を防止するため定期的にバックアップを取得すること。

イ アプリケーションのセキュリティ要件

- 本システムを利用するにあたり、利用者IDとパスワードでの認証を行うこと。
- パスワードは本システムの利用にあたり、利用記録のログを取得すること。
- パスワードの漏洩を防止するため、適切なパスワード管理を行うこと。
- アプリケーションの設計・開発にあたり、不正プログラムによる攻撃に対する対策を実施すること。

- ① 悪意ある文字列の入力チェックもしくは無害化
- ② SQL インジェクションの防御
- ③ コマンドインジェクションの防御
- ④ パストラバーサル防御
- ⑤ パラメータ改ざんの防御
- ⑥ クロスサイトスクリプティングの防御
- ⑦ バッファオーバーフローの防御

7 情報システム稼働環境

(1) 全体構成

本システムで想定されるシステム構成（案）を「図 7-1 本システム構成図（案）」に示す。

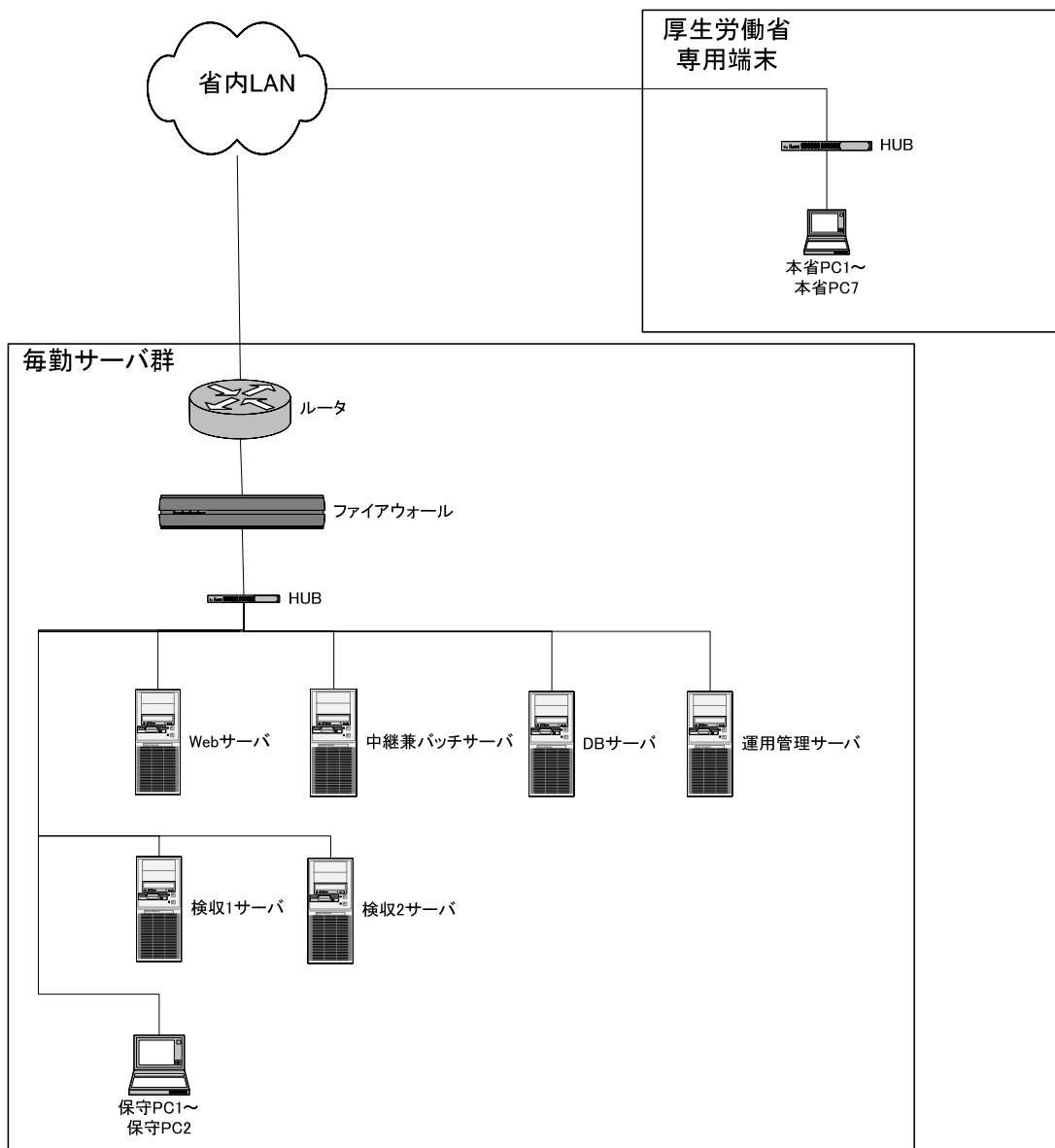


図 7-1 本システム構成図 (案)

- 特定のプラットフォームに依存しないこと。
- 本システムは、霞が関 WAN を通して政府統計共同利用システムに接続すること。
- 本システムは、霞が関WAN、LG-WANを通して都道府県庁と接続すること。
- システム構成は、信頼性・保守性の観点から、アプリケーション・サーバ、DB サーバ、WWW サーバを可能な限り論理的・物理的に分割した構成とすること。

(2) ハードウェア構成

「表 7-1 想定機器構成一覧」に、毎勤オンラインシステムで想定される機器構成の案を示す。また、想定される機器の要件（案）を示すため、これを参考にして、毎勤オンラインシステムで想定される処理機能や性能及び信頼性、拡張性、安全性等を満たすために必要と考えられる機器を提案すること。なお、雇用統計課職員が毎勤オンラインシステムを使用するための専用端末を7台設置することとする。

表 7-1 想定機器構成一覧

本番機

サーバ名	内容
WWW	毎勤オンラインシステムにおける雇用統計課・都道府県庁用業務アプリケーションを実行する WWW サーバ。雇用統計課・都道府県庁からのリクエストに対して、動的にブラウザからの応答を返す。
中継（兼）バッチ	厚生労働省連携サーバに蓄積された電子調査票データ（XML、CSV ファイル）を取得する機能や電子調査票データ（XML、CSV ファイル）をデータベースへ登録する処理、雇用統計課・都道府県庁からの処理要求に対する各種バッチ処理、帳票生成などの一連の処理を行うサーバ。
DB	毎勤オンラインシステムの核となる全ての情報を一元管理する。
運用管理	毎勤オンラインシステム全体のコンソール監視、ネットワーク監視、運用資源管理、バックアップ管理などを実行する。

運用テスト機

サーバ名	内容
検収 1	雇用統計課による運用テストを行うための WWW サーバ兼バッチサーバの処理を行う。本番機と同等機種とする。
検収 2	雇用統計課による運用テストを行うための DB サーバ。本番機と同等機種とする。

その他の機器

機器名	内容
テープライブラリ	バックアップをテープ装置に吸い上げ、バックアップの世代管理を行う。
FW/ネットワークサーバ	雇用統計課・都道府県庁からの処理要求に対し FW の機能を実現する。
ルータ	省内 LAN と毎勤オンラインシステム間のルーティングを行う。
HUB（スイッチ）	ルータと毎勤オンラインシステム間に設置する。

保守PC	運用管理を行うためのPC。
本省PC	雇用統計課職員が毎勤オンラインシステムを専用に扱うためのPC。

ア サーバ機器要件

(1) Webサーバ（台数1）

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(2U 以内)
- ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
- 内蔵型 DAT72 ユニットを有すること。なお、DAT カートリッジテープを必要数分用意すること。
- 内蔵型光学ドライブ装置(DVD-ROM/CD-ROM)を有すること。
- 電源は100V、消費電力は650W以下であること。

② 性能要件

- クロック周波数1.8GHz以上、外部接続バス周波数1066MHz以上のデュアルコアのCPUを2個有すること。
- 4GB(2GB DIMM × 2)以上のメモリを有すること。
- 147GB × 2以上のハードディスクを有すること。
- 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-Tのイーサネット・インタフェースを2ポート以上有すること。

③ 信頼性要件

- 電源冗長化構成とすること。
- ディスク構成はRAID1として、活性挿抜に対応していること。
- ディスクの接続方法は、SAS形式とし、15,000rpm以上の速度を有すること。
- 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：10～35℃
 湿度：20～80%(ただし結露しないこと)

④ 拡張要件

- メモリ(最大搭載48GB)、ハードディスク(最大搭載1.8TB)の拡張が可能なこと。

(2) 中継兼バッチサーバ (台数 1)

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(2U 以内)
- ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
- 内蔵型 DAT72 ユニットの有すること。なお、DAT カートリッジテープを必要数分用意すること。
- 内蔵型光学ドライブ装置 (DVD-ROM/CD-ROM) を有すること。
- 電源は 100V、消費電力は 650W 以下であること。

② 性能要件

- クロック周波数 1.8GHz 以上、外部接続バス周波数 1066MHz 以上のデュアルコアの CPU を 2 個有すること。
- 4GB (2GB DIMM × 2) 以上のメモリを有すること。
- 147GB × 2 以上のハードディスクを有すること。
- 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 2 ポート以上有すること。

③ 信頼性要件

- 電源冗長化構成とすること。
- ディスク構成は RAID1 として、活性挿抜に対応していること。
- ディスクの接続方法は、SAS 形式とし、15,000rpm 以上の速度を有すること。
- 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。

周囲温度 : 10~35°C

湿度 : 20~80% (ただし結露しないこと)

④ 拡張要件

- メモリ (最大搭載 48GB)、ハードディスク (最大搭載 1.8TB) の拡張が可能なこと。

(3) DBサーバ (台数 1)

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(2U 以内)

- ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
 - 内蔵型 DAT72 ユニットを有すること。なお、DAT カートリッジテープを必要数分用意すること。
 - 内蔵型光学ドライブ装置 (DVD-ROM/CD-ROM) を有すること。
 - 電源は 100V、消費電力は 650W 以下であること。
- ② 性能要件
- クロック周波数 1.8GHz 以上、外部接続バス周波数 1066MHz 以上のデュアルコアの CPU を 2 個有すること。
 - 8GB (2GB DIMM × 4) 以上のメモリを有すること。
 - 300GB × 4 以上のハードディスクを有すること。
 - 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 2 ポート以上有すること。
- ③ 信頼性要件
- 電源冗長化構成とすること。
 - ディスク構成は RAID1 として、活性挿抜に対応していること。
 - ディスクの接続方法は、SAS 形式とし、15,000rpm 以上の速度を有すること。
 - 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
 - 以下の環境下で稼働を保証すること。
 - 周囲温度：10～35℃
 - 湿度：20～80% (ただし結露しないこと)
- ④ 拡張要件
- メモリ (最大搭載 48GB)、ハードディスク (最大搭載 1.8TB) の拡張が可能なこと。
- (4) 運用管理サーバ (台数 1)
- ① 筐体要件
- 19 インチラックに搭載可能であること。(外付け LT03 ライブラリ装置を併せて 4U 以内)
 - ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
 - 内蔵型 DAT72 ユニットを有すること。なお、DAT72 カートリッジテープを必要数分用意すること。

- 内蔵型光学ドライブ装置 (DVD-ROM/CD-ROM) を有すること。
 - SCSI 接続による 19 インチラックに搭載可能な外付け LT03 ライブラリ装置 (非圧縮時:400GB × 16 本) を有すること。なお、Ultrium3 データカートリッジ (400GB) を必要数分用意すること。
 - 電源は 100V、消費電力は 800W 以下であること。(外付け LT03 ライブラリ装置を併せた合計消費電力)
- ② 性能要件
- クロック周波数 1.8GHz 以上、外部接続バス周波数 1066MHz 以上のデュアルコアの CPU を 2 個有すること。
 - 4GB (2GB DIMM × 2) 以上のメモリを有すること。
 - 147GB × 2 以上のハードディスクを有すること。
 - 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 4 ポート以上有すること。
- ③ 信頼性要件
- 電源冗長化構成とすること。
 - ディスク構成は RAID1 として、活性挿抜に対応していること。
 - ディスクの接続方法は、SAS 形式とし、15,000rpm 以上の速度を有すること。
 - 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
 - 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：10～35℃
 湿度：20～80% (ただし結露しないこと)
- ④ 拡張要件
- メモリ (最大搭載 48GB)、ハードディスク (最大搭載 1.8TB) の拡張が可能なこと。
- (5) 検取 1 サーバ (台数 1)
- ① 筐体要件
- 19 インチラックに搭載可能であること。(2U 以内)
 - ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
 - 内蔵型 DAT72 ユニットの有すること。なお、DAT72 カートリッジテープを必要数分用意すること。

- 内蔵型光学ドライブ装置 (DVD-ROM/CD-ROM) を有すること。
 - 電源は 100V、消費電力は 650W 以下であること。
- ② 性能要件
- クロック周波数 1.8GHz 以上、外部接続バス周波数 1066MHz 以上のデュアルコアの CPU を 2 個有すること。
 - 4GB (2GB DIMM × 2) 以上のメモリを有すること。
 - 300GB × 2 以上のハードディスクを有すること。
 - 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 2 ポート以上有すること。
- ③ 信頼性要件
- 電源冗長化構成とすること。
 - ディスク構成は RAID1 として、活性挿抜に対応していること。
 - ディスクの接続方法は、SAS 形式とし、15,000rpm 以上の速度を有すること。
 - 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
 - 以下の環境下で稼働を保証すること。
 - 周囲温度：10～35℃
 - 湿度：20～80% (ただし結露しないこと)
- ④ 拡張要件
- メモリ (最大搭載 48GB)、ハードディスク (最大搭載 1.8TB) の拡張が可能なこと。
- (6) 検収 2 サーバ (台数 1)
- ① 筐体要件
- 19 インチラックに搭載可能であること。(2U 以内)
 - ディスプレイ・マウス・キーボードは切替スイッチを使用し台数の集約を可能とすること。
 - 内蔵型 DAT72 ユニットの有すること。なお、DAT72 カートリッジテープを必要数分用意すること。
 - 内蔵型光学ドライブ装置 (DVD-ROM/CD-ROM) を有すること。
 - 電源は 100V、消費電力は 650W 以下であること。
- ② 性能要件

- クロック周波数 1.8GHz 以上、外部接続バス周波数 1066MHz 以上のデュアルコアの CPU を 2 個有すること。
- 4GB (2GB DIMM × 2) 以上のメモリを有すること。
- 300GB × 2 以上のハードディスクを有すること。
- 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 2 ポート以上有すること。

③ 信頼性要件

- 電源冗長化構成とすること。
- ディスク構成は RAID1 として、活性挿抜に対応していること。
- ディスクの接続方法は、SAS 形式とし、15,000rpm 以上の速度を有すること。
- 停電時にはシステム自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：10～35℃
 湿度：20～80% (ただし結露しないこと)

④ 拡張要件

- メモリ (最大搭載 48GB)、ハードディスク (最大搭載 1.8TB) の拡張が可能なこと。

イ サーバ周辺機器要件

(1) フラットディスプレイ (台数 2)

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(1U 以内)
- 電源は 100V、消費電力は 35W 以下であること。

② 性能要件

- TFT 液晶 17 インチディスプレイを搭載し、解像度は 640×480、800×600、1024×768、1280×1024 をサポートしていること。
- リフレクトマウス、日本語キーボードを有すること。

③ 拡張性要件

- (3) に示すディスプレイ・マウス・キーボード切替機を内蔵できること。

- (2) フロッピーディスクユニット (台数 1)
- ① 筐体要件
 - 各サーバで共有して使用できること。
 - USB ケーブルにて接続可能であること。
 - ② 性能要件
 - 2HD 3.5 インチフロッピーディスクを使用できること。
- (3) ディスプレイ・マウス・キーボード切替機 (台数 2)
- ① 筐体要件
 - フラットディスプレイ装置内に内蔵できること。
 - 電源は 100V、消費電力は 5W 以下であること。
 - ② 性能要件
 - 1つのディスプレイ・マウス・キーボード切替機で 4 台のサーバの切替が可能なこと。
 - 複数の OS が混在する環境でも切替対応可能であること。
- (4) 無停電電源装置 (台数 3)
- ① 筐体要件
 - 19 インチラックに搭載可能であること。(3U 以内)
 - 電源は 100V、消費電力は 250W 以下であること。
 - ② 性能要件
 - 定格容量は 3000VA/2250W 以上であり、30 アンペア入力コンセントに対応していること。
 - 出力コンセント数は 8 個以上であること。
 - 10BASE-T / 100BASE-TX のイーサネット・インタフェースを 1 ポート以上有すること。
 - 各無停電電源装置に接続する機器は、停電から 5 分以上稼働が可能であること。
- (5) 19 インチラック (台数 2)
- ① 性能要件
 - 19 インチラックで、40U 以上であること。
 - サイズは、700×1050×2000mm(W×D×H) 以下であること。
 - ラック重量は 200kg 以下で、搭載可能質量は 800Kg 以下である

こと。

② 拡張性要件

- 震度 5 以上の耐震性も確保すること。

ウ ネットワーク関連機器要件

(1) ルータ (台数 1)

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(1U 以内)
- 電源は 100V、消費電力は 30W 以下であること。

② 性能要件

- 10BASE-T / 100BASE-TX のイーサネット・インタフェースを 4 ポート以上有すること。
- ルーティングプロトコル (static、RIP、RIPv2) をサポートしていること。

③ 信頼性要件

- 以下の環境下で稼働を保証すること。
周囲温度：0～40℃
湿度：15～85% (ただし結露しないこと)

(2) ファイアウォール (台数 1)

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。(1U 以内)
- 電源は 100V、消費電力は 100W 以下であること。
- (1) のルータの要件をファイアウォールで対応できる場合は (1) のルータは不要とする。

② 性能要件

- 10BASE-T / 100BASE-TX のイーサネット・インタフェースを 4 ポート以上有すること。
- ファイアウォール機能を有していること。
- V-LAN 機能を有すること。

③ 信頼性要件

- ファイアウォール機能において、100,000 以上のセッション数を有していること。

- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：5～40℃
 湿度：15～80%（ただし結露しないこと）

(3) レイヤ2スイッチ（台数2）

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。（1U 以内）
- 電源は 100V、消費電力は 40W 以下であること。

② 性能要件

- 10BASE-T / 100BASE-TX のイーサネット・インタフェースを 24 ポート以上有すること。
- V-LAN 機能を有すること。
- SNMP に対応していること。
- レイヤ2 以上のスイッチであること。

③ 信頼性要件

- V-LAN 機能において、ファイアウォール機能において、100,000 以上のセッション数を有していること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：5～40℃
 湿度：15～80%（ただし結露しないこと）

(4) レイヤ2スイッチ（台数1）

① 筐体要件

- 19 インチラックに搭載可能であること。（1U 以内）
- 電源は 100V、消費電力は 20W 以下であること。

② 性能要件

- 10BASE-T / 100BASE-TX のイーサネット・インタフェースを 16 ポート以上有すること。
- レイヤ2 以上のスイッチであること。

③ 信頼性要件

- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：5～40℃
 湿度：15～80%（ただし結露しないこと）

エ クライアント機器要件

(1) 本省クライアント（台数7）

① 筐体要件

- 筐体はノートブック型とすること。
- 解像度 1280×800 ドット (WXGA) が表示できる 15 インチ以上のカラー液晶ディスプレイを有すること。
- JIS 配列の日本語キーボードを有すること。
- PS/2 規格もしくは USB 規格の光学式のホイール機能付 2 ボタンマウスもしくは相当以上の機能を有すること。
- 内蔵型光学式ドライブ装置（サポートメディア DVD-RAM, DVD-ROM, DVD±RW, DVD±R, DVD±R DL, CD, CD-RW, CD-R）, を有すること。
- USB2.0 のインタフェースを 3 ポート以上有していること。
- 外付け FDD ユニットの有すること。(本省クライアント7台で最低限1台以上を共有することも可とする。)
- 3.5 インチ光磁気ディスクユニットを有すること。
- 電源は 100V、消費電力は 80W 以下であること。

② 性能要件

- クロック周波数 2.1GHz 以上、外部接続バス周波数 800MHz 以上の CPU を 1 個有すること。
- 2GB (1GB DDR2 SDRAM × 2) 以上のメモリを有すること。
- 80GB 以上の暗号化機能付きハードディスクを有すること。
- 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インタフェースを 1 ポート以上有すること。

③ 信頼性要件

- ディスクの接続方法は、SATA 形式とし、5,400rpm 以上の速度を有すること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：5～35℃
 湿度：20～80% (ただし結露しないこと)

④ 拡張要件

- メモリ (最大搭載 4GB)、ハードディスク (最大搭載 160GB) の拡張が可能なこと。

(2) 保守クライアント（台数2）

① 筐体要件

- 筐体はノートブック型とすること。
- 解像度 1280×800 ドット (WXGA) が表示できる 15 インチ以上のカラー液晶ディスプレイを有すること。
- JIS 配列の日本語キーボードを有すること。
- PS/2 規格もしくは USB 規格の光学式のホイール機能付 2 ボタンマウスもしくは相当以上の機能を有すること。
- 内蔵型光学式ドライブ装置（サポートメディア DVD-RAM, DVD-ROM, DVD±RW, DVD±R, DVD±R DL, CD, CD-RW, CD-R）, を有すること。
- USB2.0 のインターフェースを 3 ポート以上有していること。
- 外付け FDD ユニットの有すること。（サーバ周辺機器の FDD ユニットの共有することも可とする）
- 3.5 インチ光磁気ディスクユニットを有すること。
- 電源は 100V、消費電力は 80W 以下であること。

② 性能要件

- クロック周波数 2.1GHz 以上、外部接続バス周波数 800MHz 以上の CPU を 1 個有すること。
- 2GB (1GB DDR2 SDRAM × 2) 以上のメモリを有すること。
- 80GB 以上の暗号化機能付きハードディスクを有すること。
- 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T のイーサネット・インターフェースを 1 ポート以上有すること。

③ 信頼性要件

- ディスクの接続方法は、SATA 形式とし、5,400rpm 以上の速度を有すること。
- 以下の環境下で稼働を保証すること。
 周囲温度：5～35℃
 湿度：20～80%（ただし結露しないこと）

④ 拡張要件

- メモリ（最大搭載 4GB）、ハードディスク（最大搭載 160GB）の拡張が可能なこと。

(3) ソフトウェア要件定義

「(2) ハードウェア」で示したハードウェアを動作させるためのソフトウェア要求仕様について以下に示す。

ア Webサーバ (台数 1 台)

検収 1 サーバ (台数 1 台)

(1) オペレーティングシステム要件

- オペレーティングシステムは、標準的、汎用的であること。特に、ある特定の機器に依存しないこと。
- セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラム及び障害修正を含むフルサポート期間が出荷後 5 年以上提供されること。
- 採用するオペレーティングシステムは、可能な限り統一すること。
- オープンソースをベースとするオペレーティングシステムの場合は、知的財産権の侵害等による訴訟が発生した場合、提供可能な範囲で免責保障を提供できること。
- 日本語に対応していること。

(2) ミドルウェア要件

① バックアップソフトウェア

- 本サーバ内のシステム領域及びデータ領域のバックアップ/リストア機能を有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるバックアップ機能を有すること。
- GUI インタフェースを有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるようにすること。
- スケジューリングによる、定期的なバックアップが可能なこと。
- バックアップの際必要に応じてサービスの停止/起動ができること。

② 電源管理ソフトウェア

- 停電時には自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 復電時にはサーバの自動起動を行う機能を有すること。

③ ウィルス対策ソフトウェア

- ウィルス対策機能を有すること。なお、常に最新ウィルスパターンファイルを更新出来るものとする。
- リアルタイムスキャン機能を有すること。

- 定時スキャン機能を有すること。
- ④ サーバ監視ソフトウェア
 - サーバのハード障害等の予兆を検知するための機能として、HDD、メモリ等の異常検知及び予兆監視及び内部の温度、電源電圧変動などの環境状況も監視出来るものとする。
- ⑤ Web サーバソフトウェア
 - Apache、Tomcat など、最新のオープンソースに対応していること。
 - セキュリティ監査証跡を有すること。
 - 業務の構築・起動・停止からプロセス多重度変更などの環境設定、実行時の資源消費や処理時間のモニタリングなど、業務の構築・運用のすべての操作が GUI で出来ること。
 - アプリケーションの多重実行を制御して、多数のリクエストに対しても安定したレスポンスを保証すること。
 - 他省庁を含め稼働実績を有すること。
- ⑥ 帳票作成ソフトウェア
 - 帳票を出力するにあたり、PDF ファイルにて帳票出力するための、PDF ファイル生成機能を有すること。
- ⑦ 共通
 - 本システムで使用するアプリケーションソフトウェアの要求要件を全て満たすこと。
 - セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラムが提供されること。
 - 日本語に対応していること。

イ 中継兼バッチサーバ（台数 1 台）

(1) オペレーティングシステム要件

- オペレーティングシステムは、標準的、汎用的であること。特に、ある特定の機器に依存しないこと。
- セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラム及び障害修正を含むフルサポート期間が出荷後 5 年以上提供されること。
- 採用するオペレーティングシステムは、可能な限り統一すること。
- オープンソースをベースとするオペレーティングシステムの場合は、知的財産権の侵害等による訴訟が発生した場合、提供可能な範囲で免責保障を提供できること。

- 日本語に対応していること。

(2) ミドルウェア要件

① バックアップソフトウェア

- 本サーバ内のシステム領域及びデータ領域のバックアップ/リストア機能を有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるバックアップ機能を有すること。
- GUI インタフェースを有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるようにすること。
- スケジューリングによる、定期的なバックアップが可能なこと。
- バックアップの際必要に応じてサービスの停止/起動ができること。

② 電源管理ソフトウェア

- 停電時には自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 復電時にはサーバの自動起動を行う機能を有すること。

③ ウィルス対策ソフトウェア

- ウィルス対策機能を有すること。なお、常に最新ウィルスパターンファイルを更新出来るものとする。
- リアルタイムスキャン機能を有すること。
- 定時スキャン機能を有すること。

④ サーバ監視ソフトウェア

- サーバのハード障害等の予兆を検知するための機能として、HDD、メモリ等の異常検知及び予兆監視及び内部の温度、電源電圧変動などの環境状況も監視出来るものとする。

⑤ 帳票作成ソフトウェア

- 帳票を出力するにあたり、PDF ファイルにて帳票出力するための、PDF ファイル生成機能を有すること。

⑥ 共通

- 本システムで使用するアプリケーションソフトウェアの要求要件を全て満たすこと。
- セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラムが提供されること。
- 日本語に対応していること。

ウ DBサーバ（台数 1 台）
検収 2 サーバ（台数 1 台）

(1) オペレーティングシステム要件

- オペレーティングシステムは、標準的、汎用的であること。特に、ある特定の機器に依存しないこと。
- セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラム及び障害修正を含むフルサポート期間が出荷後 5 年以上提供されること。
- 採用するオペレーティングシステムは、可能な限り統一すること。
- オープンソースをベースとするオペレーティングシステムの場合は、知的財産権の侵害等による訴訟が発生した場合、提供可能な範囲で免責保障を提供できること。
- 日本語に対応していること。

(2) ミドルウェア要件

① バックアップソフトウェア

- 本サーバ内のシステム領域及びデータ領域のバックアップ/リストア機能を有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるバックアップ機能を有すること。
- GUI インタフェースを有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるようにすること。
- スケジューリングによる、定期的なバックアップが可能なこと。
- バックアップの際必要に応じてサービスの停止/起動ができること。

② 電源管理ソフトウェア

- 停電時には自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
- 復電時にはサーバの自動起動を行う機能を有すること。

③ ウィルス対策ソフトウェア

- ウィルス対策機能を有すること。なお、常に最新ウィルスパターンファイルを更新出来るものとする。
- リアルタイムスキャン機能を有すること。
- 定時スキャン機能を有すること。

④ サーバ監視ソフトウェア

- サーバのハード障害等の予兆を検知するための機能として、HDD、メモリ等の異常検知及び予兆監視及び内部の温度、電源電圧変動などの環境状況も監視出来るものとする。

⑤ 帳票作成ソフトウェア

- 帳票を出力するにあたり、PDF ファイルにて帳票出力するための、PDF ファイル生成機能を有すること。
- ⑥ データベースソフトウェア
 - ISO/IEC15408 の EAL4 以上の認証を取得している DBMS であること。
- ⑦ 共通
 - 本システムで使用するアプリケーションソフトウェアの要求要件を全て満たすこと。
 - セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラムが提供されること。
 - 日本語に対応していること。

エ 運用管理サーバ（台数 1 台）

(1) オペレーティングシステム要件

- オペレーティングシステムは、標準的、汎用的であること。特に、ある特定の機器に依存しないこと。
- セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラム及び障害修正を含むフルサポート期間が出荷後 5 年以上提供されること。
- 採用するオペレーティングシステムは、可能な限り統一すること。
- オープンソースをベースとするオペレーティングシステムの場合は、知的財産権の侵害等による訴訟が発生した場合、提供可能な範囲で免責保障を提供できること。
- 日本語に対応していること。

(2) ミドルウェア要件

① バックアップソフトウェア

- 本サーバ内のシステム領域及びデータ領域のバックアップ/リストア機能を有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるバックアップ機能を有すること。
- GUI インタフェースを有し、管理機能・バックアップ装置管理・制御・バックアップデータ圧縮が行えるようにすること。
- スケジューリングによる、定期的なバックアップが可能なこと。
- バックアップの際必要に応じてサービスの停止/起動ができること。

- ② 電源管理ソフトウェア
 - 停電時には自動停止及び自動電源切断を行う機能を有すること。
 - 復電時にはサーバの自動起動を行う機能を有すること。
- ③ ウィルス対策ソフトウェア
 - ウィルス対策機能を有すること。なお、常に最新ウィルスパターンファイルを更新出来るものとする。
 - リアルタイムスキャン機能を有すること。
 - 定時スキャン機能を有すること。
- ④ サーバ監視ソフトウェア
 - サーバのハード障害等の予兆を検知するための機能として、HDD、メモリ等の異常検知及び予兆監視及び内部の温度、電源電圧変動などの環境状況も監視出来るものとする。
- ⑤ 帳票作成ソフトウェア
 - 帳票を出力するにあたり、PDF ファイルにて帳票出力するための、PDF ファイル生成機能を有すること。
- ⑥ 共通
 - 本システムで使用するアプリケーションソフトウェアの要求要件を全て満たすこと。
 - セキュリティの脆弱性、各種バグに対する更新プログラムが提供されること。
 - 日本語に対応していること。

オ 本省クライアント（台数7台）

保守クライアント（台数2台）

(1) オペレーティングシステム要件

- 「Microsoft Windows XP」以上を有すること^a。
- Internet Explorer 6.0(SP2)以上であること。
- 最新のサービスパックを提供すること。
- 日本語に対応していること。

(2) ミドルウェア要件

- 「Microsoft Office Professional Edition 2007」、「Adobe Reader V7.0.9」を有すること^a。
- DB サーバにインストールされている DBMS と連携し、データベ

^a職員の利便性向上の観点から、厚生労働省ネットワークシステムと同等のOS/ソフトウェア環境であることが望ましいことに加え、業務プログラムで開発する帳票の作成において、Microsoft Excel 2007 の使用を想定していること、また、現行システムとのデータを併用する期間があり、現行システムでもデータが取り扱える必要があるため。

- ースのメンテナンス等を行うためのデータベース開発支援ソフトを導入すること。(保守クライアントのみ)
- SQL の実行、オブジェクト作成、ストアドプログラムの作成、修正が実行できる GUI を有すること。(保守クライアントのみ)
- 「運用管理サーバ」の管理用クライアントソフトを有すること。(保守用クライアントのみ)
- ウィルス対策機能を有すること。なお、常に最新ウィルスパターンファイルを更新出来るものとする。

カ 共通

(1) アプリケーションソフトウェア要件

- 本システムの開発で使用する開発言語は、Java、C++などの標準的な言語とすること。独自言語は利用しないこと。
- ルールやポリシーの定義は、Java Script、XML など標準的なフォーマットで保守するものとし、独自言語を利用しないこと。
- 本システムに関わる管理・運用は統合された Web ブラウザベースの管理ツールから実施できること。
- セキュリティの脆弱性、各種不具合に対する更新プログラムが提供されること。
- 日本語に対応していること。

(4) ネットワーク環境

現在、「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に沿って構築が進められている「厚生労働省ネットワークシステム」及び「統合ネットワーク」への接続を行う。本システムでは、これらのネットワークから必要な「霞が関WAN」、「LG-WAN」に接続すること。

ア LAN 要件

(1) 基本要件

- サービスは、24時間365日提供すること。
- 霞が関WAN、LG-WAN と接続すること。
- ネットワーク機器は専用機器の利用を積極的に提案すること。
- 冗長性、信頼性、可用性、拡張性等を考慮した設計であること。

(2) 論理設計

ネットワークの論理構成は、役割の違いから数種類のセグメントに分割することを想定している。「表 7-2 想定するセグメント」に、

想定するセグメントの種類とその役割を示すため、表に基づいたネットワーク構成を提案すること。

表 7-2 想定するセグメント

セグメント	役割
サービスセグメント	本システムの利用者にサービスを提供する機器を設置するためのセグメント。ID 管理、アクセス制御などを設置する。サービスセグメント内部は、ユーザインタフェース部分、ビジネスロジック部分、データベース部分の三層構造にする。これにより、機能分離やパフォーマンス向上を行う。
管理セグメント	システム管理用機器を設置するためのセグメント。運用管理、運用監視、遠隔操作機器などを設置する。

イ 霞が関 WAN、LG-WAN 接続要件

(1) システム概要

本システムは、霞が関 WAN 及び LG-WAN を通じて、都道府県庁にサービスを提供する。接続の際には応札時の閲覧資料として提供する「総合行政ネットワークへ WWW システムを公開する場合の手続きについて」に指定される要件に従って、接続を行う。

(2) 導入要件

統合ネットワーク、霞が関 WAN、LG-WAN 接続については、接続の手續きに必要な資料作成及び情報の提示を行うこと。また、運用開始までに接続確認を行うこと。

霞が関 WAN、LG-WAN 接続のために統合ネットワーク、厚生労働省ネットワークシステムにおける設定作業に伴う費用が発生する場合、その費用も含めて受託者の負担において実施すること。

8 テスト要件

テスト要件について、方針とする事項を以下に示す。

(1) 対象とするテストの範囲

設置・設定したハードウェア、ソフトウェアの正常稼働を保証するためのテストとして、単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テストを本テスト要件の範囲とすること。

また、外部連携テスト及び疎通確認の作業支援についても本テスト要件の範囲とすること。

(2) テスト実施計画の作成

受託者は、評価基準、開始・終了条件、テスト実施体制、テスト方法（使用ツール等含む）、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法、テスト観点表について記述したテスト計画書を作成し雇用統計課の承認を得ること。

本番運用時に想定されるすべてのケースを洗い出し、全ケースについて網羅的にテスト実施可能となるようテスト実施計画を策定すること。

テスト計画書は、単体テスト、結合テスト、運用テスト、総合テスト及び外部連携テストについて、それぞれ作成すること。

また、テスト計画書にもとづいてテストを実施すること。

(3) テスト実施体制と役割

受託者は各テストを円滑に推進するために、テスト実施責任者等を設置し、雇用統計課と作業調整、進捗報告等を行うこと。

各テスト工程については、可能な限り雇用統計課に負荷を与えることなく、受託者が責任を持って作業を実施すること。

(4) テスト方法

本システムに対するテストについては、以下を実施するものとする。

- 単体テスト
- 結合テスト
- 総合テスト
- 運用テスト
- 外部連携テスト支援

ア. 総合テストでは厚生労働省の連携サーバと連動し、正當に処理され連携可能であること、システム全体を適切に運用可能であること等のテストを行う。

受託者は総合テストに伴って発生する、ハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。

また、総合テスト工程終了時については、総合テスト報告書を作成し、雇用統計課へ報告すること。

テスト工程で発見された不具合等については、総合テスト工程終了時までに対応を完了すること。

総合テスト環境は、厚生労働省の連携サーバにおけるテスト環境を使用し行うこと。

- イ. 運用テストでは、アプリケーション、テストデータ、及びテストケースを用いて、構築した環境で正しく開発アプリケーションが動作可能となっていることを確認すること。また、運用テスト終了時については、運用テスト報告書を作成し、雇用統計課へ報告すること。

受託者は運用テストに伴って発生する、ハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。

- ウ. 外部連携テストは、政府統計共同利用システムと正常に連携可能であること等のテストを行う。

受託者は外部連携テストを実施すると別に外部連携テストで発生したハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業及び別に調達される電子調査票、既存連携サーバ等の関係者との調整を行うこと。

(5) テストデータ

受託者はテストで使用するデータが存在する場合、各テストの計画書に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータをテスト結果とともに納品すること。

(6) 検収

- (1) 本システムの納入にあたり、厚生労働省において受託者立会の上、雇用統計課職員が受入テストを実施し、検収を実施する。
- (2) 雇用統計課による検収を受ける際には、検収者の業務を極力抑え、かつ完全に検収できるよう、事前に方法を示した上で、受託者にて受入れテスト（運用テスト）の環境を整備する等の支援を実施すること。
受入テストにおいて不合格の場合、雇用統計課の指示に従い受託者の責任と負担において、遅滞なく修正を行うものとする。
- (3) テスト環境で使用した不要なユーザ ID、プロセス、サービス、データ等を検収前には、完全に削除すること。

9 移行要件定義

(1) 移行に係る要件

現行情報資産の継続性を担保するための要件、システム管理者（雇用統計課職員で毎勤オンラインシステムの管理を担当する職員）・システム運用担当者（本調達の受託者で、本システムの運用を担当する者）に対する新業務フロー、システム操作等の教育訓練に関する要件を、以下の事項を含め定義する。

(2) データ移行の要件

ア データ移行実施計画の作成

データ移行を実施するにあたっては、事前に厚生労働省に対して移行実施体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、移行環境、移行方法、移行ツール等に関する移行実施計画を作成の上、提出を行い、承認を得ること。

データ移行実施計画の作成にあたっては、以下の項目を考慮すること。

イ データの移行

データの追加・見直しと既存データの移行方法については、できる限り手作業での入力を避けるため、移行ツールの開発等必要な処理について提案すること。

- ① 移行後の既存データの消去が必要とされる場合、その方法について提案のこと。
- ② 移行対象データは以下のとおり。項目名は、現行システムのデータベース名を掲載。なお、レコードレイアウトの詳細については、応札時の閲覧資料として提供する。

移行テーブル名（日本語名）	容量増減	レコード数
母集団労働者数データ	◎	730850
調査票管理データ	○	112619
登録時調査票データ	○	70478
調査票データ	○	70481
異動報告データ	◎	9343
異動報告データ（作業用）	◎	6184
年平均原表データ 1	◎	7050
年平均原表データ 2	◎	139950
年平均原表データ 3	◎	46300
年平均原表データ 4	◎	135798
年平均原表データ 5	◎	46300
結果原表データ 1	◎	105900
結果原表データ 2	◎	2102100
結果原表データ 3	◎	700700
結果原表データ 4	◎	2102100
結果原表データ 5	◎	700700
賞与対象事業所データ	◎	88606
賞与対象事業所詳細データ	◎	265818
内容審査結果データ（地方）	◎	43323
内容審査結果データ（全国）	◎	26177
消費者物価指数データ	◎	2282
基準数値詳細データ	◎	77750
基準数値結果データ	◎	15550
改訂要素データ	○	0
地方集計月例実数詳細	◎	3503500
地方集計月例実数結果	◎	700700
地方集計年平均実数詳細	◎	233250
地方集計年平均実数結果	◎	46650
年平均指数詳細	◎	942446
年平均指数結果	◎	262990
地方賞与集計積算	◎	85750
地方賞与集計事業所数	◎	85750
地方賞与集計結果	◎	256014
推計比率データ	◎	285985

移行テーブル名（日本語名）	容量増減	レコード数
月例指数詳細	◎	2723620
月例指数結果	◎	615188
全国賞与対象事業所	◎	132316
全国賞与対象事業所詳細	◎	396948
公表統計表データ 1	◎	685150
公表統計表データ 2	◎	685150
公表統計表データ 3	◎	685150
公表統計表データ 4	◎	685150
公表統計表データ 5	◎	685150
公表統計表データ 6	◎	685150
公表統計表データ 7	◎	685150
公表統計表データ 8	◎	685150
内部産業コードマスタ	○	50
事業所マスタ	◎	60729
更新用抽出替えマスタ	◎	23542
提出事業所マスタ	◎	4296
第二種事業所予備調査マスタ	○	5000
特定産業マスタ	○	624
産業中分類マスタ	○	89
産業大分類マスタ	○	14
産業小分類マスタ	○	398
都道府県マスタ	○	48
調査票管理データ（履歴）	◎	1612255
登録時調査票データ（履歴）	◎	1380695
調査票データ（履歴）	◎	1380695
ギャップ率	○	77750

◎：容量が定期的に増加するもの…移行時まで約 1.4 倍増加の見込み。

○：移行時まで容量変動なし

ウ 産業分類の変換

現行システムでは旧産業分類で稼働しているが、本システム稼働と合わせて、新産業分類に基づく集計・公表を行うことになるため、以下に記載する内容を考慮すること。

(1) 移行データへの新産業分類の付与

契約後、雇用統計課から提示する新産業分類付与の方式に従って、移行データに新産業分類を付与すること。

(2) 旧産業分類による集計支援

① 平成 22 年 1 月分集計、平成 21 年年末賞与集計（全国調査・地方調査）

本システム側で受け付けた新産業分類による平成 22 年 1 月分の調査票データをダウンロードし、産業分類を旧産業分類へ変換したうえで、現行システムに登録し、旧システムで集計を行う。ダウンロードした調査票データの旧産業分類への変換作業及び変換後データの旧システムへの登録作業は現行業者が実施することとするため、本システムの受託者は必要に応じて調査票データダウンロードのための支援を行うこと。

② 年度集計（全国調査）

本システム側で新産業分類で受け付けた平成 22 年 1 月分から平成 22 年 3 月分の調査票データをダウンロードし、旧産業分類に変換した上で、本システムとは別システムである全国集計システムにて集計を行う。ダウンロードした調査票データの旧産業分類への変換作業及び全国集計は雇用統計課で実施するため、本システムの受託者は必要に応じて調査票データダウンロードのための支援を行うこと。

③ ギャップ率・新基準数値の作成及びデータ登録作業（地方調査）

平成 22 年 1 月分の集計結果は、新・旧産業分類の双方で算出し、両者間のギャップ率を算出する。また、算出したギャップ率を使用して新基準数値を作成し、本システムへ登録する予定である。ギャップ率算出、新基準数値の作成は本システム外で行う予定であるが、本システムの受託者は必要に応じて作成済みの新基準数値を本システムへ登録する作業を支援すること。

④ 並行運用期間における運用体制

旧システムは、旧産業分類で集計を実施する必要がある以下の業務を実施するために、平成 22 年 3 月末まで設置する。

並行運用期間における作業実施にあたっては、旧システム側の業務と本システム側の業務が円滑に実施されるよう配慮すること。

表 9-1 旧システムにより旧産業分類で実施する業務

No.	旧産業分類で実施する業務	実施時期	実施機関
1	平成 21 年 12 月分月次集計 (全国調査・地方調査)	平成 22 年 1 月下旬から 平成 22 年 2 月末	雇用統計課 都道府県庁
2	平成 21 年年平均集計(地方調査)	平成 22 年 3 月中	都道府県庁
3	平成 21 年年末賞与集計(全国調査・地方調査)	平成 22 年 3 月中	雇用統計課 都道府県庁
4	平成 22 年 1 月分月次集計 (全国調査・地方調査)	平成 22 年 2 月下旬から 平成 22 年 3 月末	雇用統計課 都道府県庁

エ データ移行のスケジュール

データ移行のスケジュールにおいては、雇用統計課、既存システム開発業者との打ち合わせを行い遅延無く実施すること。

(3) システム移行の要件

ア システム移行実施計画書の作成

システム移行を実施するにあたっては、事前に雇用統計課に対して移行実施体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、移行環境、移行方法、移行ツール等に関する移行実施計画を作成の上、提出を行い、承認を得ること。

システム移行実施計画の作成にあたっては、以下の項目を考慮すること。

(ア) システムの移行

接続試験環境における総合テスト、外部連携テストの結果に対して、システム移行の実施を判断する条件を明示すること。

移行後に障害等の運用に支障を来たす問題が発生した場合の対策措置を明示すること。

(イ) システム移行のスケジュール

システム移行に関するスケジュールを明示すること。なお、移行可能時間帯、データ設計のスケジュール等の前提条件を明示すること。

(4) 教育に係る要件

本システムは、システム方式の見直し等により操作方法等が変わるため、

利用者が本システムの機能及び操作の習熟を可能とするための方策を提案すること。

ア 教育訓練実施計画の作成

教育訓練を実施するにあたっては、事前に雇用統計課に対して、教育訓練体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、教育訓練環境、教育訓練方法等に関する教育訓練実施計画を作成の上、提出を行い、承認を得ること。教育訓練実施計画の作成にあたっては、以下の項目を考慮すること。

(ア) 教育訓練実施体制と役割

受託者は、教育訓練を実施するための教育訓練実施責任者、講師及びサブ講師等の体制を整えること。

また、教育訓練実施後、教育訓練実施責任者より教育訓練実施結果の報告を雇用統計課に対して行うこと。

なお、教育訓練における問い合わせ窓口の提供について、検討のこと。

(イ) 教育訓練スケジュール

教育訓練に関するスケジュールを詳細化すること。また、教育訓練に関するスケジュールは、本システムの運用開始前に実施し運用開始に支障をきたさないように配慮すること。

イ 教育訓練環境

本システムの教育訓練環境に関しては、雇用統計課で準備する研修用のクライアント端末に対して教育訓練の環境を構築し教育訓練終了後には、現状回復した後返却すること。また、本システム稼動後における教育訓練環境の提供について検討のこと。

ウ 教育訓練の範囲

教育訓練の対象となるシステム及び業務を以下に示す。

- 毎月勤労統計調査オンラインシステム
- 電子調査票データ取得
- 政府統計共同利用システムとの連携

エ 教育訓練方法

教育訓練の方法については、本番機または運用テスト機を利用した集合教育とする。研修場所については、雇用統計課の準備する場所で実施

すること。

また、以下の要員に対する教育について、必要とする内容、期間、時期等について検討すること。なお、教育訓練場所については雇用統計課にて厚生労働省内会議室を用意する。

- ① システム管理者への教育
 - 本システムについてシステム管理者として必要な内容を教育対象として実施。
 - 教育対象のシステム管理者は、数名程度
- ② システム運用担当者への教育
 - 提案されるシステムの運用に際し、運用要員に必要とされる教育内容及び教育期間を検討し、実施すること
- ③ 全国集計利用職員への教育
 - 全国集計に関する機能を利用する職員に対して、必要となる機能に対して教育を実施
 - 教育対象の職員は、基本的に雇用統計課職員に対して必要となる機能に対して教育を実施
 - 教育対象の職員は、基本的に雇用統計課職員で十数名程度
- ④ 地方集計利用職員への教育
 - 地方集計に関する機能を利用する職員に対して必要となる機能に対して教育を実施
 - 教育対象の職員は、基本的に都道府県庁職員で数十名程度

オ 教育訓練用教材の開発

上記それぞれの要員に対応した、教育訓練用教材の種類（集合研修教材、自習教材等）、主な内容（業務操作、運用操作等）、提供媒体（紙、CD-R等）等を検討のこと。

10 運用要件定義

（1）情報システムの操作・監視等要件

システムの操作、監視等に係る要件について、以下の事項を定義する。

ア システム稼働要件

① 稼働時間

原則として24時間365日とする。

機械保守、ソフトウェアパッチ適用等の保守作業を行うために、計画停止を行う場合を除く。

平日9:00~20:00の間は、原則としてバックアップ処理やパッチ処理等は行わないこととする。

大規模なデータの入れ替え、業務プログラムのリリース、機器点検、セキュリティパッチの適用等の作業は、計画停止時間に実施すること。

② 運用支援時間

原則として、土日及び祝日並びに年末年始を除く平日9:00~17:30とする。ただし、終了間際に発生した保守対応業務については、翌日の業務に影響がないよう速やかに対応すること。

イ 運用体制と役割

想定する運用体制と役割分担を「表 10-1 運用体制と役割」に示す。

表 10-1 運用体制と役割

体制	主な役割
雇用統計課	<ul style="list-style-type: none">● 本システム運営主体として運用・保守における意思決定及び最終承認を行う。● システム利用者からの問い合わせ等の一次対応を行う。
システム管理者	<ul style="list-style-type: none">● 雇用統計課職員で、主に本システムの管理を行い、受託者との連絡・調整を担当する。
受託者	<ul style="list-style-type: none">● 運用・保守業務の実務の統括・管理を行う。● 運用・保守計画（実施手順、マニュアル整備、スケジュール等）の管理を行う。● 運用・保守計画に従い、監視、問題管理、変更管理、リリース管理、構成管理、保守、定期報告の業務を運営主体として実施する。● 実施状況を雇用統計課に報告を行う。
システム運用担当者	<ul style="list-style-type: none">● 受託者のうち、主に本システムの運用を行い、システム管理者との連絡・調整を担当する。

ウ 運用形態

システム運用は、原則として自動化すること。従って、自動化される業務において異常が発生した場合には運用担当者へ適切に通知がなされるようにすること。但し、実施頻度の低い作業及び緊急対応等の作業においてはこの限りではない。

エ 監視業務

本システムを構成する機器及びネットワーク等について、稼働状況、リソース状況を把握し、異常を検知するために行う監視作業について以下に業務内容を示す。

(1) 計画書の作成

本システムを構成する機器及びネットワーク等について、監視対象、監視内容、監視方法、監視体制、報告及び異常検知時の連絡方法等を詳細に定義した運用計画書を作成する。

(2) 監視項目

「表 10-2 監視項目」に想定される監視項目を示すため、この項目を中心とした必要な監視項目について、雇用統計課と協議の上決定すること。

表 10-2 監視項目

監視業務	監視・管理項目	項目定義
サーバ	死活状態	サーバに対する ping レベルの死活状態
	CPU使用率	OS やアプリケーションソフト等の実行処理が占有する CPU の一定間隔で平均した使用割合
	ページング発生件数	メモリに対する一定間隔で平均したページング発生件数
	ディスク使用率	サーバ上の固有ディスク総領域に対する使用領域の割合
	OS プロセス起動数	OS のプロセス起動数
	OS (システム) ログ	OS の稼動状況が出力されるログファイル
ネットワーク	死活状態	ネットワーク機器に対する ping レベルの死活状態
	CPU使用率	何らかの処理が CPU を占有している時間の割合
	ページング発生件数	メモリに対する一定間隔で平均したページング発生件数
	帯域使用率	情報伝達に使用可能なネットワーク帯域に対する一定間隔で平均した使用帯域の割合
	トラフィック量	送信先プロトコル別の伝送データ量
	エラーパケット数	エラーにより廃棄になったパケット数
	ネットワークレスポンスタイム	ネットワーク上での処理応答時間
データベース	データベース使用率	データベース、テーブルスペース、テーブルに対するエクステンが発生した領域の割合
	エクステン件数	データベース、テーブルスペース、テーブルに対するエクステンが発生した件数

監視業務	監視・管理項目	項目定義
	テーブルスペース使用率	テーブルスペース領域に対する使用領域の割合
	テーブル使用率	テーブル領域に対する使用領域の割合
	ログ使用率	データベースログ（トランザクションログ）の総領域に対する使用領域の割合
	セッション数	インスタンスへの接続数
	ロック発生件数	テーブルに対しロックが発生した件数
	データベースプロセス起動数	データベースのプロセス起動数
	データベースログ	データベースの稼動状態が出力されるログファイル
ミドルウェア	ミドルウェアプロセス起動数	サーバ上で稼動するミドルウェアのプロセス起動数
	ミドルウェアログ	ミドルウェアの稼動状態が出力されるログファイル
セキュリティ	機器アクセス監視	機器へのログイン成功・失敗
	不正侵入監視	予め設定したルール外の通信状況

オ システム運用業務

本業務受託者は、以下に示す各種作業を実施すること。また、作業実施にあたっては、事前に作業実施申請書を、作業終了時に作業報告書を雇用統計課に提出すること。

システムの運用・監視にあたり見直し等が発生した場合には、雇用統計課と協議の上、運用計画書、システム運用手順書の見直しを実施し提出すること。

① 障害監視及び解析

「エ 監視業務」に基づき監視を行い、異常や障害を検知した場合には、1時間以内に、雇用統計課に連絡すること。

また、発生異常や障害の解析を行い、必要な対処方法の検討を行い、雇用統計課と協議の上、対処方法を決定すること。

また、緊急性の高い障害等の解析にあたって、雇用統計課がオンサイトでの対応が必要と判断した場合には1時間以内に到着可能であること。

② バックアップ

バックアップの取得先としてテープ装置を使用する場合は、バックアップテープの交換を行うこと。

なお、運用に伴うバックアップ媒体（DAT、LTO3）、フロッピーディスク、クリーニングテープ等については、本調達範囲内とする。

③ 問い合わせ対応

利用者からの問い合わせ等の一次対応は雇用統計課職員が行う。

一次対応にて、判断が困難な問い合わせに対して回答を行うこと。

また、雇用統計課職員からシステムの仕様や動作状況等についての問い合わせに対して解答を行うこと。

④ システム設定、データ登録・削除等の業務

雇用統計課の指示に基づき、毎月勤労統計調査の実施等のための定例的なシステム設定、データ登録・削除、ロールバック等の作業を行う。

⑤ 計画停止の作業

雇用統計課と協議の上、計画停止の計画立案を行う。

計画停止時における、ハードウェア、ソフトウェアの起動、停止、再起動及びデータの入れ替え、業務プログラムのリリース、パッチの適用等の作業を行うこと。

⑥ 定期報告

稼動状況等の監視結果や異常、障害、問題点等を管理し、雇用統計課に定期報告を行うこと。

⑦ その他

本件受託者は上記に関わらず安定的かつ安全なシステム運用を行う上で必要な作業を雇用統計課の承認を得て行うよう努めること。

(2) データ管理要件

本システムでは個人情報を含む重要なデータを取り扱うことから、定期的に情報資産のバックアップを行い、異常が発生する前状態に情報資産をリカバリできるようにすること。

電子媒体により管理するデータの要件について、以下の事項を定義する。

ア 電子媒体により管理するデータ

バックアップ取得環境を構築し、「①バックアップ対象」に示すデータを取得すること。

障害が発生した場合、バックアップデータからリカバリを行うこと。

① バックアップ対象

「表 10-3 バックアップ対象」に示す項目をバックアップ対象とする。バックアップ対象項目等の追加・変更については、雇用統計課と協議の上、決定すること。

表 10-3 バックアップ対象

No.	主な内容	取得のタイミング	保管世代・期間
1	OS イメージ	初期導入時、構成変更時	正副 2 世代
2	アプリケーションプログラム	初期導入時、構成変更時	正副 2 世代
3	データベースのデータ	日次（差分）	1 ヶ月
		月次（フル）	正副 1 年 6 ヶ月
		年次（フル）	正副 6 年間
4	静的ファイル	日次（差分）	1 ヶ月
		月次（フル）	正副 1 年 6 ヶ月
		年次（フル）	正副 6 年間
5	アプリケーションログファイル	日次	正副 90 日
6	システムログファイル	日次	正副 90 日

② バックアップ方法

バックアップの取得先としてテープ装置を使用する場合は、バックアップを保管するために十分な容量を確保すること。

(3) 運用施設・設備要件

本システムの運用・保守作業は、厚生労働省での作業が必要な場合を除き、

受託者の社内等、受託者の用意する施設内において対応すること。厚生労働省で作業を実施する場合は、厚生労働省地下2階サーバ室で実施すること。

なお、本システム運用にあたって、厚生労働省内ネットワーク外からのリモートによる操作は実施できないため留意すること。

ア 設置場所

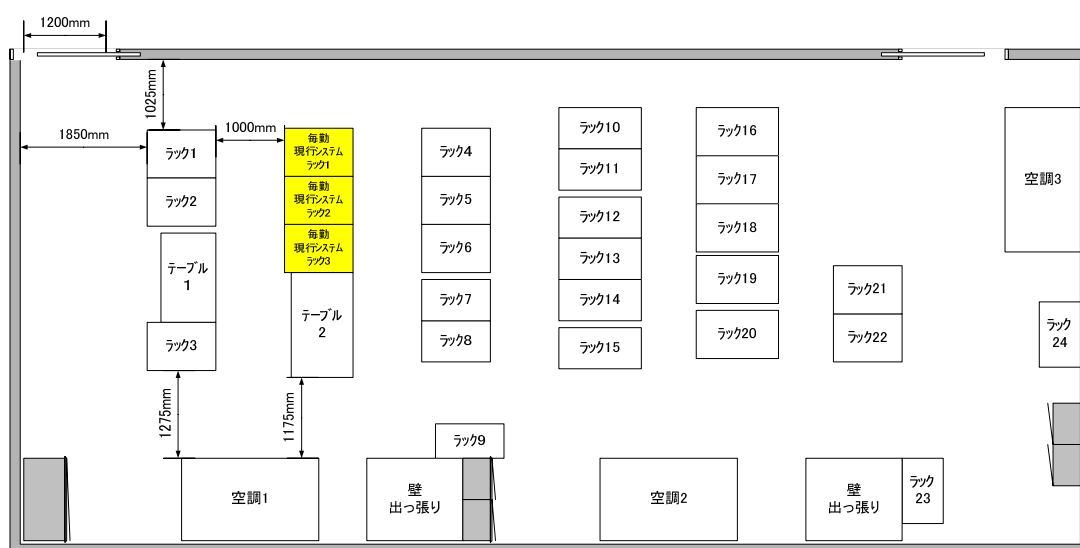
本システムの機器の搬入・設置作業において、現地での機器の動作確認を実施することから、以下「表 10-4 設置場所」に、現在想定している設置場所を示す。設置場所の詳細については、雇用統計課と協議の上、決定すること。

また、「図 10-1 地下2階サーバ室レイアウト」にサーバ室のレイアウトを示す。

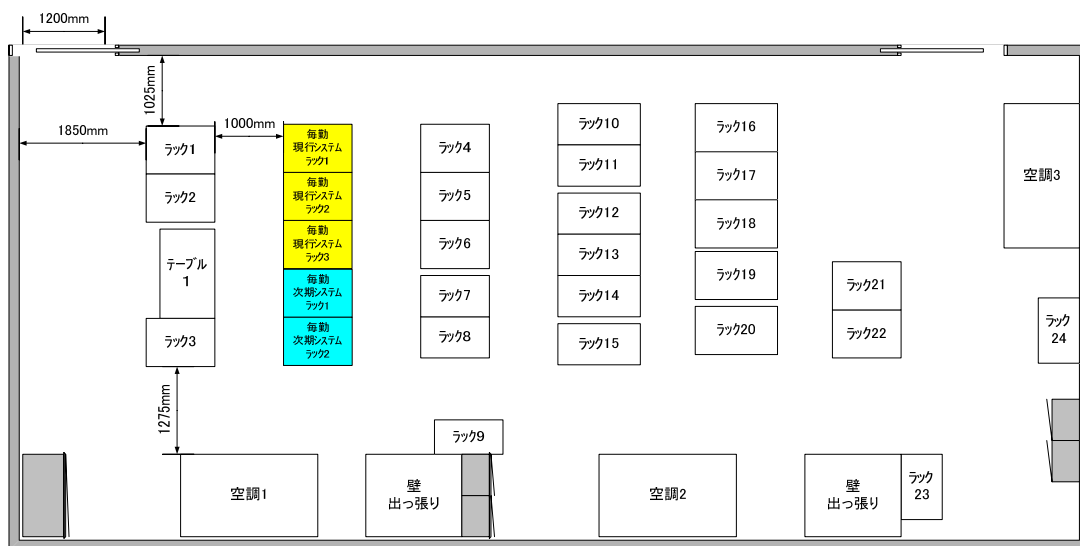
表 10-4 設置場所

No	設置対象	課室名称	場所
1	本省クライアント	厚生労働省 22 階 雇用統計課執務室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
2	本省クライアント以外の機器類	厚生労働省 地下2階 サーバ室	東京都千代田区霞が関 1-2-2

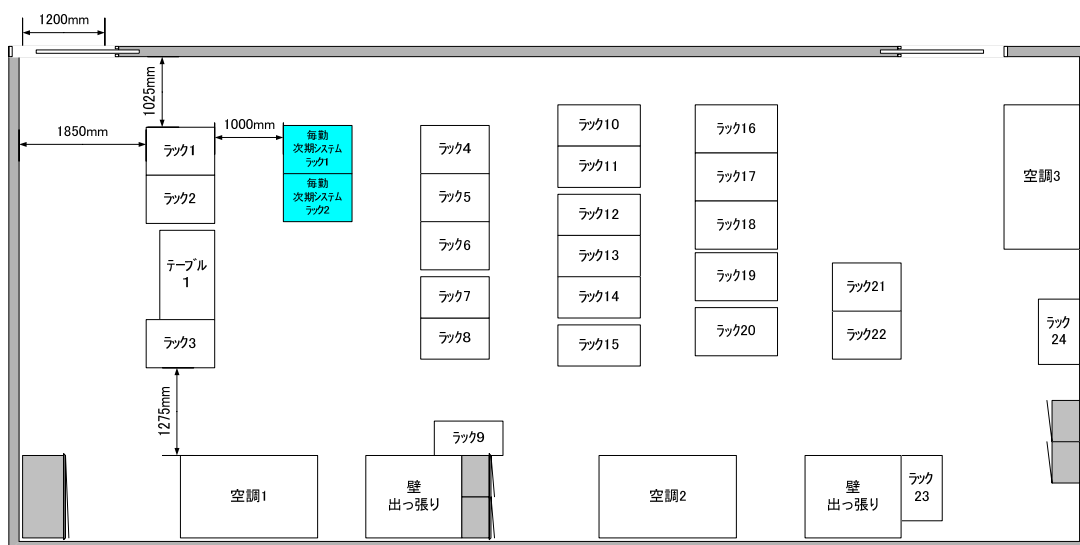
図 10-1 地下2階サーバ室レイアウト



【現状レイアウト】



【併設時レイアウト】



【最終レイアウト (案)】

イ ハードウェアの設置

- 機器の設置に係る費用は、全て受託者の負担とする。
- 機器設置の際は、必要な耐震処理を施すこと。
- 必要な機器の操作卓、設置卓、ラック等を備えること。
- 省内 LAN (連携サーバ含む)、LG-WAN との接続については、雇用統計課職員の指示に従って、省内 LAN 担当者等との調整を行うこと。

- 機器の設置にあたっては、設置場所図面及び機器設置レイアウト図を提出し、雇用統計課職員の承認を受けること。

11 保守要件定義

本調達における保守契約期間は、契約日～平成 26 年 3 月末日までとする。
なお、保守については契約期間中にわたって継続して行える製品を提供可能なことを前提とする。

(1) 保守対応時間

原則として、土日及び祝日並びに年末年始を除く平日 9 : 00 ~ 17 : 30 とする。

(2) 障害対応窓口の設置

他社製品を納入する場合であっても、障害発生時の迅速な復旧のため、窓口を一本化し、総合的な運用・保守体制を担保すること。

(3) 障害発生時の対応

障害発生時には、本調達の範囲で以下に示す切り分けを行い雇用統計課に状況を迅速に報告すること。

① 切り分けの範囲

- 毎勤オンラインシステム内の障害
- 連携サーバ内の障害
- 都道府県端末の障害
- 雇用統計課ネットワーク、統合ネットワーク、霞が関 WAN、L G - WAN におけるネットワーク障害

② 障害対応

- 障害状況報告責任
- 障害対策案の報告責任
- 障害時に暫定的な運用及び対策の実施を行う責任
- 障害対応結果の報告責任
- 障害の原因分析と報告
- 障害の恒久的対策の検討と報告

(4) ソフトウェア保守要件

業務ソフトウェア、オペレーションシステム (OS)、ミドルウェア等、ソフトウェアに係る保守要件を以下に定義する。

ア 業務処理ソフトウェア保守要件

① 障害対応

- 障害切り分けにより、アプリケーションの不具合とされた障害について、原因究明を行い、その結果を雇用統計課に報告する
- システムの機能的な不具合の修正を対象とする。但し、制度変更に伴う機能変更や機能追加に関しては対象外とする。
- 障害が発生した場合には修正対象の特定と修正計画を立てること。
- 保守におけるソフトウェアの修正やテストは、基本的に受託者側で用意する施設、環境で実施すること。必要がある場合には、厚生労働省に設置の検収サーバを使用すること。
- 修正後の業務プログラムのリリースにあたっては雇用統計課と協議の上、計画停止の計画立案を行い実施するものとする。

② アプリケーション改修等検討

受託者は、雇用統計課から提示のアプリケーション改修要求に基づき、アプリケーション改修仕様概要の検討、影響分析及び対応策の検討を実施し、雇用統計課に対して報告する。

③ 変更等の管理

受託者は、アプリケーションの改修が必要となる場合には変更管理、構成管理、リリース管理を行い、雇用統計課に報告する。

④ 定期報告

雇用統計課に保守実施状況について定期報告を行うこと。

イ オペレーティングシステム及びミドルウェア保守要件

① ソフトウェアサポート

オペレーティングシステム及びミドルウェアについては、契約期間内において、自社製品以外の製品についても、製造会社からのサポートを確実に受けること。

② 障害対応

- 障害切り分けの結果、オペレーティングシステム及びミドルウェアの障害であった場合、製造会社の如何に関わらず、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

- 重大な障害及び緊急性を要する障害が発生した場合、1時間以内に障害の状況について雇用統計課に報告すること。

③ パッチの適用

本システムに導入されているソフトウェア（オペレーティングシステム、各種ミドルウェア等）に対して提供されているパッチを定期的を確認し、その影響範囲、適用要否の検討を行うこと。

雇用統計課が適用を必要と判断したパッチについては、検取サーバにパッチをあてて動作検証を行い、本番サーバへの適用判断を行った上で、実施スケジュールを雇用統計課と調整し、本番サーバへのパッチ適用、動作検証を実施すること。

パッチ適用後は必要に応じて関連ドキュメントの修正を行い、提出すること。また、随時、ウィルスパターンファイルの最新版の提供を行うこと。

④ 業務処理ソフトウェア動作検証

受託者は、③にてパッチ適用後、業務処理ソフトウェアの動作検証を行うこと。影響分析及び対応策の検討を実施し、雇用統計課に対して報告すること。

⑤ 定期報告

雇用統計課に保守実施状況について定期報告を行うこと。

(5) ハードウェア保守要件

サーバ機器、サーバ周辺機器、ネットワーク関連機器、各監視用機器、セキュリティ用機器に係る保守要件を以下に定義する。

ア ハードウェアサポート

- ハードウェア故障時の交換・復旧を行うこと。
- ファームウェア不具合に関する定期的な情報提供・不具合修正のためのパッチ適用を実施すること。
- ハードウェアについては、契約期間内において、自社製品以外の製品についても、製造会社からのサポートを確実に受けること。

イ 障害対応

- 障害切り分けの結果、オペレーティングシステム及びミドルウェアの障害であった場合、製造会社の如何に関わらず、受託者の責

任において適切な対応を行うこと。

- 重大な障害及び緊急性を要する障害が発生した場合、1時間以内に障害の状況について雇用統計課に報告すること。

ウ 予防保守

契約期間中は、年1回以上の定期点検を実施すること。

なお、具体的な定期点検の内容及び回数については、雇用統計課と協議の上、決定すること。

定期点検及び修理等実施後、速やかに保守等実施報告書を作成し、雇用統計課に提出すること。

エ 拡張等検討

受託者は、雇用統計課から提示の拡張要求に基づき、ハードウェアの構成やハードウェア等の増強及びバージョン変更等について検討し、影響分析及び対応策の検討を実施した上で、雇用統計課に対して報告する。

オ 変更等の管理

受託者は、ハードウェアの増強や変更が必要となる場合には変更管理、構成管理、リリース管理を行い、雇用統計課に報告する。

カ 定期報告

雇用統計課に保守実施状況について定期報告を行うこと。

キ 保守形態

ハードウェアについては、保守契約を締結し保守を行うこと。

12 作業の体制及び方法

(1) 作業体制

ア プロジェクト管理

設計・開発実施計画について、受託者は契約後2週間以内に以下(1)、(2)及び(3)等について記載したプロジェクト管理計画書を雇用統計課に提出し、承認を得ること。なお、プロジェクトの途中段階で修正・見直しが必要となる場合、雇用統計課の承認を得ること。プロジェクト管理の実施については、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づくこと。なお、プロジェクト管理要件については、プロジェクト管理計画

書に記載することとする。

(1) プロジェクト体制表

プロジェクト体制表作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・ 設計・開発実施体制と役割

(2) 工程表

工程表作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・ 成果物と関連付けた作業スケジュール
- ・ 作業内容、作業担当者
- ・ レビュー実施計画、チェックポイント、開始条件・終了条件

(3) プロジェクト管理計画（プロジェクトマネジメント計画）

プロジェクト管理計画作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・ プロジェクトの目的や範囲
- ・ 作業項目の階層表（WBS）の定義・作成方法
- ・ 大きな日程レベルのスケジュールと対応する WBS、
- ・ プロジェクトの実行・監視・終結等の方法
- ・ プロジェクト内の各種規程の改定方法
- ・ 体制、会議の定義等
- ・ 開発環境、開発方法、開発ツール
- ・ 文書管理要領
- ・ 情報セキュリティ対策要領
- ・ 進捗管理要領
- ・ 品質管理要領
- ・ 課題・問題管理要領
- ・ 変更管理要領
- ・ 構成管理要領

イ 設計・開発実施体制

設計・開発実施体制について、以下の内容を前提として開発期間内で業務が遂行できる体制を整えること。

- 設計、開発実施体制について、統括責任者、責任者、品質管理責任者、作業実施者を含む体制図を作成すること。
- 責任者は本業務の専任者とする。専任が見込めない場合は、本業務以外の作業とその稼働率を具体的理由として提案書に明記すること。
- 作業実施者は、本業務を一貫して実行できる作業実施者を配置し、業務を遂行する体制を維持することが可能なこと。

- 作業実施者に対しては、本請負業務の安全確実な遂行に必要な知識を確実に周知すること。あわせて以下に示す教育を実施すること。
 - ・ セキュリティ及び個人情報保護に関する教育
 - ・ 秘密保持に関する教育及びモラル教育
- 問題発生時の対応体制を明確にすること。

ウ 要員スキル要件

以下の(1)から(4)までのうち一つ以上の資格を保有し、10年以上の実務経験を有している者を、当該業務実施の中心メンバーとして配置できること。

- (1) 情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア(NW、DB、SM)、情報セキュリティアドミニストレータ(SU)、上級システムアドミニストレータ(SD)のいずれか
- (2) 情報処理技術者資格のプロジェクトマネージャー(PM)、システムアナリスト(AN)、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータ、プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)のいずれか
- (3) 情報処理技術者資格のシステム監査技術者(旧情報処理システム監査技術者も含む)(AU)、特定非営利活動法人日本システム監査人協会(SAAJ)が認定する公認システム監査人(CSA)、情報システムコントロール協会(ISACA)が認定する公認情報システム監査人(CISA)のいずれか
- (4) 文部科学省(旧科学技術庁)技術士の第二次試験に合格し、技術士となる資格を有する者(情報工学部門に限る)

エ 品質管理体制

- (1) 品質基準及び品質を保証、改善していくために必要な活動、プロジェクト体制、手順を定め、それらに基づき作業を実施すること。
- (2) 作業工程ごとに品質評価基準書(評価指標、判断基準)を設定し、次行程へ推移するにあたって明確な判断基準を提示していること。数値的な目標達成ができなかった場合、分析した上で次行程へ推移すること。また、評価結果を進捗報告会にて雇用統計課に報告し、次の作業工程へ推移する際は、雇用統計課の承認を得ること。
- (3) 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を構築すること。また、各種の取り組みがしかるべき手続きに則って実施されていることを確認すること。

- (4) 受託者の関連会社や協力会社が参画する体制を構築する場合には、受託者が責任を持って契約上、実行上の品質要件を盛り込み、それに従ってコントロールすること。
- (5) 各工程の完了に伴い、設計・開発・テスト作業に従事しない第三者の品質管理グループによるレビューを実施し、品質基準との差を把握するとともに、品質の自己評価を実施し、雇用統計課の承認を得ること。
- (6) 品質及び品質管理に是正の必要がある場合、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画、実施及び是正後のレビューを行うこと。
- (7) 上記事項を実施する為の品質管理責任者を設置すること。

オ 環境配慮

- (1) 本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受託者側の内部の業務においても同様の配慮を行うこと。
- (2) 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。この際、以下の基本方針等に記載の事項については、必要な対応を行うとともに、特に、一般執務室に対し設置する機器に関しては、職員を中心とした環境調和に配慮すること。
 - ① 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（2005年（平成17年）2月環境省総合環境政策局）
 - ② 「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」（厚生労働省）

カ 関係者との調整

- (1) 厚生労働省全体の最適化等の観点から、厚生労働省全体管理組織（PMO）、厚生労働省情報化統括責任者（CIO）補佐官から指摘等があった場合、指摘された事項に沿って検討を行うこと。
- (2) 雇用統計課から指示等があった場合は、その指示等に従い適切な対応を行うこと。
- (3) 受託者は、関連業者への依頼や調整事項等については雇用統計課と協議すること。

キ スケジュール要件

- (1) 作業計画の作成

想定される作業工程を「別紙 12-1 作業スケジュール（案）」に示すため、これを参考にして、必要とする作業を最小の単位に分解し、作業項目の階層表（WBS）を作成すること。

- 作業工程ごとに作業内容、成果物、レビュー方法、チェックポイント、開始／終了条件を明確にすること。
 - 作業工程間の順序関係、依存関係を明確にし、必要作業量に基づいたスケジュール表を作成すること。
 - これらの作業計画については、雇用統計課の承認を得ること。
- (2) 作業進捗、作業状況の報告と管理
 - (3) 定例報告及びレビューのスケジュールを明確にした上で、定期的に作業状況の報告を行うこと。報告の時期は、雇用統計課と協議の上、決定すること。
 - (4) 進捗報告会で、対象とする作業期間に予定していた全作業について、計画、実績及び計画と実績の差異を報告すること。
 - (5) 各作業工程における成果物について受託者内でのレビュー等を実施した上で、雇用統計課とのレビュー等を実施し、承認を得ること。
 - (6) 計画から遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、雇用統計課の承認を得た上で、これを実施すること。
 - (7) 作業実績を把握し、計画との差異発生時は必要な対応措置をとること。
 - (8) プロジェクトの目的や範囲、成果物等について、定期的に状況との差異を分析し、見直しの必要性が生じた場合には、原因の分析と対応策の立案を行い雇用統計課への報告を行うこと。関連ドキュメント等の具体的な変更作業は、雇用統計課の承認を得た上で実施すること。

ク リスク管理

- (1) プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度、監視・評価方法等を整理し、雇用統計課の承認を得ること。リスクの監視・評価結果については、進捗報告会にて雇用統計課に報告すること。
- (2) リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、緊急時対応計画として具体化し、雇用統計課の承認を得ること。
- (3) リスクが発生する可能性がある場合には、未然に防止するための対応を行うこと。

ケ 構成管理

- 管理すべきソフトウェア、ハードウェア及びネットワークの対象範囲を明確にし、管理すること。
- ソフトウェア、ハードウェア及びネットワークの構成、調達先、サポート条件等を明確にすること。

コ 作業体制管理

- プロジェクトはチームで構成し、各チームの役割、作業分担、編成時期、状況報告関係等を明確にした組織（要員）管理計画書を作成すること。また、各チームの作業分担と作業量に応じて、適切な要員配置を行うこと。
- 各作業工程、あるいは必要なタイミングにおいて、作業推進上の必要十分な組織（要員）の計画・編成を行い、体制を構築すること。
- 組織（要員）管理計画に基づく要員調達・配置を確実に実施すること。
- 全ての参画要員については、参画時に保有スキル、実務経験等の情報を提示することとし、事前に雇用統計課の承認を得ること。また、変更が生じる場合は、その旨を速やかに雇用統計課に提示し、承認を得ること。
- 作業実施者に対しては、本請負業務の安全確実な遂行に必要な知識を確実に周知すること。あわせて以下に示す教育を実施すること。
 - (i) セキュリティ及び個人情報保護に関する教育
 - (ii) 秘密保持に関する教育及びモラル教育
- マルチベンダ構成による提案を行う場合、関係する業者間で十分な合意を得るとともに、チームを編成する参画業者の総責任者を決定し、体制を具体的に提案・説明すること。また、組織（要員）管理計画の作成や組織の編成時には、必ずこの位置づけを反映すること。

サ 課題管理

- プロジェクトで発生した課題については、その内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果、解決日等の必要情報を一元的に管理すること。
- 定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みを確立すること。
- 課題発生時には、速やかに雇用統計課に報告し、対応を検討すること。

シ コミュニケーション管理

- プロジェクト参画者の中で、コミュニケーション計画書を作成し、

そのための仕組みを構築すること。

- 報告フォームについては、EVM、バランススコアカード等の手法を取り入れるなどして、現状、計画との差異、今後の予測、対応策などが盛り込まれていることなどを必須として、状況把握、各種判断を容易に行えるものを実現すること。
- 定期的、非定期的に関わらず、プロジェクトで実施すべきすべての会議・報告会等について、内容、出席者、開催頻度、提示情報、必要フォーム等を定義し、それを利用して主催すること。
- 進捗報告を定例（1回／週）で開催すること。
- 各会議後においては、議事録を作成し、会議内容を記録、報告し、雇用統計課の承認を得ること。また、議事録は速やかに雇用統計課へ提示すること。

（２）開発方法

ア 設計・納品要件

（１）設計・環境構築計画

- ① 本仕様書及び提案内容に基づき、サーバ、ネットワーク等の環境設計、環境構築に関する計画業務を実施すること。
- ② スケジュール作成にあたっては、あらかじめ雇用統計課と協議し、承認を得ること。
- ③ 本業務開始後、導入にあたっての基本的な方針について、速やかに「工程表（成果物と関連付けた作業スケジュール、作業内容、作業担当者、レビュー実施計画、チェックポイント、開始条件・終了条件等、プロジェクトの作業工程を定義するドキュメント）」及び「個別実施計画書」に取りまとめ、その内容について雇用統計課と協議し、承認を得ること。
- ④ 上記「工程表」及び「個別実施計画書」等の計画に基づき、実際の設計・環境構築業務を実施すること。

（２）設計

- ① 個別構築内容に対応する基本設計書、詳細設計書は受託者が作成し、雇用統計課と協議し、了承を得ること。なお、作成したドキュメント類は雇用統計課へ提出し、変更があった場合は随時更新すること。
- ② 機器保守等に必要な「保守作業向けドキュメント」等は受託者が作成し、雇用統計課の承認を得ること。なお、作成したドキュメント類は雇用統計課へ提出し、変更があった場合

は随時更新すること。

(3) 環境構築

上記設計書に基づき、設定項目一覧を受託者が作成し、雇用統計課と協議し、承認を得ること。

イ 開発手法、言語等

- Web システム方式による、標準的で汎用性の高いアーキテクチャを採用すること。
- 開発言語については、標準的な汎用性の高いオブジェクト指向の言語を採用すること。
- 開発手法については、画面イメージ及び帳票イメージ等を雇用統計課と確認しながら進めること。

ウ 開発環境

(1) アプリケーション開発場所

アプリケーションの開発場所は、受託者の負担において準備すること。設計打ち合わせやレビューの場所、デモ・運用テストの場所、および進捗会議等の場所は、雇用統計課で用意する。

(2) 開発用コンピュータ機器・使用材料の負担

開発に必要な資材（開発に必要なソフトウェア及びハードウェアの利用料金、端末や周辺装置の検収までの費用等）や設置場所等は、受託者の負担とする。

(3) 貸与資料

- システム開発に必要な物件・資料のうち、返却の必要なもの、及び持ち出し禁止条件に該当するものについては、契約書の機密保持条項に基づき、所定の手続により貸与する。
- 貸与された資料については、必要性がなくなり次第、事前に合意された貸与期限に満たない場合でも、速やかに返却するものとする。

(4) ウィルス対策

受託者において雇用統計課及び納入機器に対してプログラム等の納品及び持ち込み等を行う場合は、事前に最新版のアンチウィルスソフトウェア等によりウィルスに感染していないことを確認すること。

(5) 入退室管理

受託者における作業場所においては、不用意に本システムの成果物が持ち出されないための対策を講じること。

(6) 提供物件

システム開発に必要な前記の貸与物件・資料以外については、機密保持条項内で所定の手続により提供する。

13 瑕疵担保責任

本システム納入から起算して1年以内に障害が発生した場合、雇用統計課から問い合わせを受けた受託者は速やかに原因究明に協力しなければならない。

なお、障害対応を実施した際は、作業報告書にて雇用統計課に報告を行うこととする。また、納入した機器等の稼働・保守については、製造会社の如何に関わらず、受託者が最終責任を負うこととする。

14 特記事項

ア 本業務請負に係わる制約

- (1) 本業務の円滑な遂行に必要な経営基盤及び資金、設備等の十分な管理能力を有し、本業務の目標達成、計画遂行、継続的实施に必要な、組織、要員、設備及び施設を有していること。
- (2) 本業務の遂行に必要な関連知識、十分なシステム開発能力、プロジェクト管理能力を有し、本調達と同等規模のシステム構築経験を本業務の実施組織・部門が自らの経験として有していること。
- (3) 本件においては、現行システムのソースプログラム及び実行プログラムのいずれについても使用できない。

イ システム開発完了期限

契約日～平成22年1月31日

上記の期間で、毎月勤労統計調査オンラインシステム本稼働に必要な作業を全て完了させること。

ウ 要件の確認と疑義について

- (1) 本仕様書に基づく提案書の作成にあたり、必要となる質問や資料入手等は、必ず雇用統計課を窓口として実施すること。
- (2) 本件を遂行する上で作業内容、仕様、条件に疑問点や変更が生じる場合及び本仕様書に記載のない内容については、直ちに受託者と雇用統計課で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。

エ 本仕様書について

- (1) 本仕様書は、最低限の基準を示したものである。従って、本仕様書に記述のない事項であっても、毎月勤労統計調査オンラインシステムとして当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。
- (2) 本件の遂行に当たって、雇用統計課の意志及び意向を十分に汲み、誠実かつ最大限の努力を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記していない業務が急遽発生した場合は、雇用統計課との密接な協議に基づき別途調整すること。
- (4) 厚生労働省全体管理組織（PMO）が雇用統計課に対して指導・助言等を行った場合は受託者もその方針に従うこと。
- (5) 受託者は電子政府推進計画等の方針（今後出されるものも含む）に従うこと。

オ 機密保持

- (1) 受託者は本件に係り知り知り得た雇用統計課の機密事項や他の企業の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。
- (2) 本調達に基づく作業の実施中はもとより作業の実施後も、本調達で構築するシステムの構造、ハードウェア及びソフトウェアで新たに開発された技術、知識及びその他本契約を履行する上で知りえた雇用統計課に係る情報を第三者に開示、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 雇用統計課が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、雇用統計課の許可なく当該資料の複製及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 雇用統計課が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に雇用統計課と協議の上、承認を得ること。
- (5) 雇用統計課の許可を得た上で再委託を行う場合は、再委託先についても同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、情報の安全管理が図られるよう、受託者の責任において必要かつ適切な管理・監督を行うこと。
- (6) 本件の業務を開始する前に再委託先を含めた受託者側のセキュリティ管理体制を策定し、管理を実施すること。
- (7) 本仕様書において提供する閲覧資料を閲覧する際には、雇用統計課に守秘義務の誓約書を提出すること。

カ 遵守事項

(1) 庁舎管理等

受託者が開発作業等で、雇用統計課の作業場所を使用する場合は、雇用統計課と協議の上、必要な厚生労働省規程の手続きを実施し承諾を得なければならない。

(2) 一般規程

民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の規程を遵守すること。

- 厚生労働省情報セキュリティポリシー
- 毎月勤労統計調査に関するセキュリティ対策実施手順書
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

キ 著作権等

- ① 本契約履行に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、厚生労働省が所有する現有資産の移行により発生した権利を含めてすべて、厚生労働省に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に雇用統計課へ報告し、厚生労働省は当該の使用許諾の範囲内で使用するものとする。
- ⑤ 納入成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、厚生労働省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- ⑥ 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- ⑦ 受託者が本件のシステム構築の従前より権利を保有していたプログ

ラム等については、システム運用が終了するまでの間、厚生労働省は追加費用を支払うことなく無償で利用できるものとする。また、必要に応じ、受託者はライブラリープログラム等についてインターフェースを開示すること。

ク 参加適合条件等

- (1) 財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査機関による ISO9001:2000、CMMI レベル 3 以上の認証又はこれらと同等の認証を有していること（本業務を遂行する事業所が有していること。）。
- (2) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）の定める情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 JISQ27001:2006（ISO/IEC27001:2005）の認証を取得しているか、当該協会が定める個人情報取扱に関する認定制度であるプライバシーマークを取得していること。
- (3) 官公庁における情報システムの設計及び開発を行った実績（委託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む。）を有する者であること。
- (4) 情報システム調達ของ公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。
 - 厚生労働省 C I O 補佐官及びその支援スタッフなど（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者。

ケ 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない（受託者が、本提案依頼書に基づき共同提案する場合で当該共同提案に参画する他の者に本業務の一部を委託する場合を除く。）。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ雇用統計課の許可を得た場合はこの限りではない。

コ その他

- (1) 契約は落札後、速やかに行うこととする。
- (2) 環境の変更等により、システム稼働時における動作保証が満たされなくなる場合、再度の設定変更等による対応を行い、動作保証を行うこと。この場合、作成した設計書等にも反映させること。ただし、受託者の責任によらない場合については、上記記載の対象外とする。
- (3) この調達仕様書類の目的外利用は禁止するものとする。
- (4) 契約期間終了後は、設置した機器の撤去等の現状復帰作業を行うとともに、次期受託者への引継等を行うこととする。

15 妥当性証明

調達担当課室の長

大臣官房統計情報部雇用統計課長